

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(1) 国と地方の関係、地方自治制度(州・県・市町村等)について	地方自治体の独立性は高く、州、県、コミュニーネの3層構造をなしている。	フランスの地方行政制度は、1789年のフランス革命に基礎を持つ。住民に最も近い自治体はコミュニーネと呼ばれ日本の市町村に相当するが36,565あり、その3分の2は2万人以下の小規模自治体である。コミュニーネの上にデパルトマン(県)が96ある。県がいくつか集まってレジオン(州)が作られ、それらすべてを統合する形で共和国が形成されている。地方自治体は市町村、県が単純な2層構造になっているわけではなく、市町村と県は並行的でそれを州が調整している。	UKはイングランド、ウェールズ、スコットランド、北部アイルランドの4つの地方から成り立っている。イングランドは2層制(カウンティとディストリクト)から1層制(ユニタリー)へ移行過程にあり、完全移行した地域、一部移行した地域、従来のままの地域がある。大都市圏ディストリクトはユニタリーと同格であるが、ロンドン特別区とシティの上にグレーター・ロンドン・オーソリティがある。ウェールズ、スコットランドはユニタリーに、北部アイルランドはディストリクトにほぼ1層化されている。	地方自治が強く、文化行政や教育行政に関しては州政府の管轄である。州は16あり、その州の下に郡と市町村がある。	50の州とワシントンDC、グアムなどの属領、プエルトリコなどの連合地域からなる。自治権は連邦政府に委任されず、州に対してとくに禁止されていない権限は州に留保される。
(2) 地方制度の段階(層構造)と、公共図書館のネットワークについて	国立図書館は、ローマとフィレンツェの2つの国立中央図書館や国立歴史館の付属図書館を含め、50カ所ある。この大部分は文化省の書籍文化中央局が管理・経営している。コミュニーネレベルの公共図書館は、あらゆる面で図書館ごとの独立性が高く、同一コミュニーネの中のウェブサイト内でもリンクが張られている程度で、「中央館一分館」という関係は薄い。そもそも、このような関係自体がないコミュニーネもある。ネットワーク面ではSBNが全国的なネットワークを形成している。公共図書館だけでなく、大学図書館や専門図書館も含まれている。	市町村に属する市町村立図書館(指定市立図書館・市町村立図書館・パリ市立図書館)と、デパルトマンに属する県立貸出図書館がある。州に属する図書館は存在しない。1992年の法律により、市町村立図書館の中で近隣自治体への支援を使命とする地域拠点市立図書館(BMVR)が創設され、10万人以上の都市などに32館指定された。これにより、市町村立と県立の連携協力が深まっている。国の役割には、技術的調整により、蔵書構成、コンピュータ・サービス内容の確認などがある。	広域行政となっており、その中で中央図書館と分館、ブックモービル(BM)という層構造になっている。	公共図書館に関する連邦レベルの法律は存在せず、公共図書館の設置は州法によって定められている。したがって、地方制度の層構造と公共図書館の層構造は必ずしも対応していない。需要に応じて個々の図書館が果たすべき機能段階(レベル)——基礎的需要、高度の需要、専門的需要、高度の専門的需要の4レベルが設定されている。各図書館はどれか一つの機能段階に属し、特定の課題を帯びる。図書館ネットワークは、この図書館機能をもとにした構築が目標とされている。公共図書館と大学図書館との間の協力は比較的活発になされている。	公共図書館の設置・運営については各州が州法において定めており、図書館行政は州ごとに独立している。公共図書館ネットワークは、市町村立図書館の中央館・分館ネットワーク、郡図書館・市町村立図書館ネットワーク、州内の各公共図書館を結ぶネットワークなど、多層的な図書館システムが構築されている。50州のうち47州が電子的なネットワーク事業に関する計画または調査を行っており、そのうちの39州が実際に運営を行っている。
(3) 公共図書館の設置・運営に関する関連法令の体系について(憲法を含む関連法令・条例の体系、図書館設置の制度的位置づけ)	図書館法は国立図書館を対象としており、州法は独自に図書館法に相当するものを制定している。地方自治体に属する約6,000の図書館は、州が独自に定めたいわゆる図書館法によって規定されている。結果として国立図書館と公共図書館の関係は、ネットワーク上のつながりを除いてはなきに等しい。	法的環境については古文書や歴史的建造物といった文化的な部門と違い、図書館に関する法は存在しない。これは図書館の使命、役割などが一般的な法的文書として規定されていないことを意味している。ただし、拘束力のないものとして、1991年に高等図書館評議会が採択した「図書館憲章」がある。	憲法典は存在せず、UK議会が制定する法令及び慣習法が拠りどころである。全国を対象とする図書館法は存在しない。イングランド地方とウェールズ地方で共通の図書館法(1964年)を制定し、スコットランド地方も別に図書館法(1955年)を制定している。北部アイルランド地方は、政令(1972年)のなかに図書館の規定がある。すなわち、UKにおける公共図書館は、各公共図書館法や教育・図書館令で設置・運営することが規定されており、国の中央図書館と公共図書館は法令上直接の関係はない。	図書館に関する連邦レベルの法律は存在せず、連邦政府内に図書館担当部署も存在しないため、公共図書館の設置・運営方針や財政について連邦レベルでの統一はみられない。図書館の設置は、州法によって定められる。また、公共図書館が同時に大学図書館である(大学内に公共図書館が設置される)場合もあり、公共図書館と大学図書館との間に制度上の違いはあまりない。	図書館行政は州ごとに独立しており、公共図書館の設置・運営に関する規定は州法として置かれている場合が多い。州法で定められる内容は、主に、財源確保のための徴税に関する権限の付与と制限について、また図書館運営を管理するための機関の設置について、である。連邦政府レベルで置かれている公共図書館に関する法令は、図書館サービスの改善・向上を意図した連邦補助金交付事業の運営に関する規定を定めた「図書館サービス・技術法」である。ただし、これは州や地方の図書館法または図書館条例の上位に位置づけられるものではない。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(1) 国と地方の関係、地方自治制度(州・県・市町村等)について	カナダは、10の州、3つの準州からなる連邦制をとるが、広さと人口密度に差があるため統一的な地方制度はなく、州が直接統治している場合、郡と市町村と2層になっている場合と、郡だけの場合、市町村だけの場合など様々である。	ロシアの地方制度は、連邦構成主体、地方自治体の2層から構成されている。連邦構成主体は、共和国、州、地方、自治管区および独立市、あわせて89の地方行政体である。その下に地方自治体がある。地方自治体は、都市居住区域、農村居住区域、地方自治郡、都市地区に分類される。	地方制度は、基本的に省級、地級、県級、郷級の4層に分けられる。省級地方には、22省、4つの直轄市、5の民族自治区および2つの特別行政区(香港、マカオ)がある。地級地方は、自治州、地級市(市轄区や県を管理できる)および直轄市の市轄区がある。県級地方は、県(内モン自治区の旗を含む)、自治県(内モン自治区の自治旗を含む)、県級市(市轄区や県を管理しない)および地級市の市轄区がある。郷級地方は、郷、民族郷、鎮からなる。	日本と同様2層制だが、大都市と地方では自治体制度が異なる。大都市にあたるソウル特別市、6つの広域市、日本の県に該当する地方圏の広域自治体である「道」が9つあり、この下に基礎自治体である「市」「郡」「区」がある。さらに下部の単位として邑・面・洞があるが、担当事務範囲は住民により密着した分野に限定されている。	地方行政は地方自治の本旨に基づいた公共団体として一般的に市町村と都道府県の2層構造である。
(2) 地方制度の段階(層構造)と、公共図書館のネットワークについて	地方制度が多様なため、公共図書館の法的制度的位置付けも多様で、公共図書館の階層構造も州によって異なる。それぞれの州における地方制度の層構造と公共図書館の層構造が一致しているか否かは不詳である。公共図書館は州政府に属しており、州政府に全責任が任されている。	公立図書館も、連邦構成主体レベル、地方自治体(つまり市町村)レベルの2層になっている。構成主体レベルには、それぞれの構成主体の中央図書館として、共和国国立中央図書館、州立中央図書館、地方中央図書館など1,018館がある。市町村のレベルには、その地方自治体の中央図書館のほか、都市部の図書館、町村部の図書館47,740館がある。	公共図書館はそれぞれ独立に存在する。市の図書館は市の文化管理部門の所管にあり、区の図書館は区の文化管理部に属する。市の図書館と区の図書館は、行政の上でのやり取りはなく、補助・指導という役割のみ関係を持っている。	自治体の行政事務は固有事務(自治事務)と委任事務に分けられる。地方自治法施行令によって、公共図書館・文庫の設立及び運営は、それぞれ市・道と市・郡・自治区の固有事務とされている。韓国の行政階層は広域自治体と基礎自治体で構成されたとても単純なシステムであるにも関わらず、図書館行政の面で連邦制国家の連邦政府、州政府、自治体の関係は複雑であり、国内公共図書館の設立及び運営は市・道と、市・道教育庁の固有事務に分けられる。	地方行政制度の2層構造は図書館行政にも反映されており、市町村立図書館は主として当該市町村の住民などを対象としたサービスを実施し、都道府県立図書館は主として当該の都道府県の住民などを対象としたサービスを実施するとともに、当該都道府県内の市町村を対象とした協力支援、市町村図書館間の連絡調整の業務を行っている。市町村間では独自に相互協力のネットワーク形成も試みられている。
(3) 公共図書館の設置・運営に関する関連法令の体系について(憲法を含む関連法令・条例の体系、図書館設置の制度的位置づけ)	図書館行政は各州の自治事項であるが、地方制度が多様なため、公共図書館の法的制度的位置付けも多様である。州レベルでは公共図書館を管理する州の図書館法があるが、準州にはそれぞれの図書館法はみられなかった。連邦レベルにおいて図書館に関連する法律は、カナダ国立図書館・公文書館(LAC)に関する法律だけである。	図書館関連の分野における、連邦政府の各構成主体向けの法律は「図書館業について(1994)」「書類の必須謄本について(1994)」全ロシアを対象とする図書館の日の規定について(ロシア連邦大統領令、1995)である。これらと地方自治法の規定により、各地方自治体は、図書館の設置のための条例、規則、規程等を定める。	図書館事業の強化に関する国家文化部の指示が1955年に頒布され、公共図書館の主要任務について記されているが、図書館法については現在に至るまで存在しない。図書館に関する法律といえば、省・自治区・市図書館事業条例、すなわち省・自治区・市図書館の工作条例があり、全国各図書館の機能と役割が規定されている。一方、文物保護法は文化財事業を発展させる法的根拠であり、同時に文化遺産の保護に関する有力な措置である。さらに、著作の帰属問題及び権利と義務について規定した著作権法がある。	図書館関連の基本法として「図書館及び読書振興法」がある。1963年の図書館法制定、1991年の図書館法廃止と図書館振興法の制定を経て、再度改正されたものである。その内容には、図書館の目的、定義、司書職員の配置、国家と地方自治団体に対する公共図書館設置の勸奨、図書館の使用料、監督機関などの規定をはじめ、政府による図書館振興基金の設置、国および地方自治団体の公共図書館設置・育成の義務化、図書館情報協力網の機能・構成・運用、国立中央図書館及び公共図書館の「読書の生活化」のための施策の樹立及び実施、国立・公立図書館長の司書職任用の規定などが盛り込まれている。	憲法—教育基本法—社会教育法を受けて図書館に関する法律として図書館法がある。このほか、図書館設置等に関する法として、地方教育行政組織及び運営に関する法律、地方自治法、地方公務員法などがある。また図書館活動に深い著作権法などがある。これらの法律にはそれぞれ施行規則、施行令等がある。地方自治体は、図書館法および地方自治法の規定により、その設置のための条例、規則、規程等を定めている。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(設置・運営主体)	公共図書館の設置主体、運営主体は国ではなく、地方に一任されている。	公共図書館はそれぞれの地方政府の首長の権限の元に置かれている。1988年の法令により、公共図書館は国の文化通信省図書・読書局の監督下に置かれるとの政令が出され、国からの調査の回答は知事が行っている。州に属する図書館はなく、市町村立図書館、県立貸出図書館がある。市町村立図書館は、①指定市立図書館、②その他の市町村立図書館、③パリ市立図書館の3つに分けられる。大都市の市立図書館は①の指定市立図書館に属し、全部で54館があり、フランス革命時の没収財産の保存を目的に設置された。指定市立図書館以外のすべての市町村立図書館が②で、一般図書が中心である。③のパリ市立図書館は行政上特別の扱いであり、一般図書中心の地区館と専門図書館計55館がある。県立は98館となっている。	イングランド地方とウェールズ地方で単一の図書館法を制定しており、1964年に公共図書館・博物館法として大幅に改正された。このうち、イングランドでは、公共図書館を設置する権限は、かつてカウンティ、ロンドン、大都市ディストリクトに限定されていたが、1972年に授権された事務として地方自治体が遂行することになった。現在は移行過程にあり、ユニタリーもしくはカウンティが担当しており、大都市圏では大都市圏ディストリクトが担当している。ロンドンでは、GLAではなく、ロンドン特別区やシティが担当している。ウェールズは、ユニタリーが担当する。スコットランドはスコットランド公共図書館法により、ユニタリーと島部カウンシルが担当する。北部アイルランドではディストリクトとは別の地域委員会が担当している。	公共図書館の設置および運営は、多くの場合、地方自治体の文化予算と州の奨励金によって行われている。公共図書館は自治体立のほか、教会(主にローマカトリック)が設置するものも数多くあり、規模は小さいが、人口が比較的少ない地方におけるサービスを補完・実現している。さらに、会社組織等による私立の公共図書館もある。	アメリカでは、もともと市民からの働きかけによって公共図書館が設置されてきた歴史的経緯がある。現在でも、公共図書館の設置は、地方自治体もしくは学区や行政区などが独自の判断においておこなっている。州は、州法により下部組織である自治体に設置などの許可を与えている。州政府レベルにおいては州立図書館を設置し、州全体の図書館サービス活動を展開している。公共図書館の政策決定は、行政機関である図書館委員会が行っている。図書館委員会は、任命ないし選挙によって選ばれた一般市民から構成される。
(4) 公立図書館に対する国家レベルの体制と方針について(国立中央図書館の法的・制度的位置付けと地域の公共図書館の関係/中央省庁の担当部署/公共図書館振興国家戦略など)	国立図書館は、独立した4機関と国立大学の図書館を含めて47機関あり、全イタリアの図書館ネットワークの重要な核を形成している。あらゆる面で図書館ごとの独立性が高く、同じコムーネ内でも中央館・分館という関係は薄い。国が管理しているのは国立図書館のみで、公共図書館振興に関しては地方に一任している。SBNは国から補助金が出されていたが、後に独自に予算が計上されるようになった。文化財・環境省(現文化省)が管轄している国家戦略としては、SBNによるネットワーク化だけである。	国立図書館と公共図書館は、文化通信省図書・読書局の監督下にある。所管するのは、読書公共図書館開発部である。一方、これらの図書館の上級司書の人事権および上級司書養成は、国民教育省の図書館・美術館・科学技術情報局(DBMIST)にあり、二重構造になっている。フランス国立図書館は、かつては国民教育省の監督下にあったが、1981年からは文化通信省の監督下にある。公共図書館との関係は、大学図書館や公共図書館の協力を得て1,300万件の総合目録を作成する「フランス総合目録(CCFR)計画」が進行中で、共同収集機構も設けられている。	国の中央図書館である英国図書館と公共図書館は法令上直接関係していない。ただし英国図書館は、納本と全国書誌の作成などは担当している。また、英国図書館と地域の図書館との関係については、近年新たな動きが出てきている。2003年2月から協カ・パートナーシップ・プログラムの一環として遠隔地域サービスの最初の対象地域に、イングランド地方の北東地域と南東地域が決められた。イングランドの文化・メディア・スポーツ省(DCMS)では、今後10年間公共図書館サービスの戦略ビジョンを策定し、この中で21世紀の公共図書館サービスの使命として、読書と学習の促進、市民へのコンピューターリテラシー教育や電子情報サービスの提供、コミュニティにおける社会的包含の推進の3つを掲げている。	統合前のドイツには2館の国立図書館があった。現在は、ドイツ図書館として3つの国立図書館が存在するが、連邦制度になじまないと考えられているため中央図書館は設置されていない。3つの国立図書館のうち、ライプツヒヒとフランクフルトは出版物を、ベルリンのドイツ音楽資料館は音楽資料の収集を主な役割としている。これら国立図書館と地方の公共図書館との間には、直接的な結びつきを定める規定はない。公共図書館振興に関する方策を立案する役割は、「ドイツ図書館研究所」が担ってきたが、これは1999年に廃止された。必要性の高いものは他機関への移管や新設の中央機関への継承が図られている。また、現代ドイツの公共図書館を大きく方向づけたものとして、1993年の第5回ドイツ図書館会議で発表された『93年図書館』がある。	1990年代の全米情報基盤事業(NII事業)、情報スーパーハイウェイ構想が、現在の公共図書館政策の転換と推進の原動力となった。NII事業に基づいて、学校や図書館におけるインターネット・プロバイダへの通信費用負担を軽減する目的で、ユニバーサル・サービス基金が援助を行っている。(E-Rateプログラム)
(5) 地方自治制度の段階別の公共図書館数(分館・サービス拠点を含む)について	全国的な統計データは得られなかった。イタリア図書館協会の発表によれば、2001年の段階で公共図書館は約6,000カ所に存在する。例えば、エミリア・ロマーニャ州の公共図書館は450館あり、うち359館が市町村立、3館が県立である。しかし、全国的にみると、南北の格差や都市部への偏在という問題がある。	市町村立図書館は、1999年度の調べで2,795館が存在し、指定市立図書館は54館、パリ市立図書館55館、市町村立図書館2,686館(うち地域拠点市立図書館32館)となっている。うちレコードやCDの貸出を行う館は1,479館、ビデオの貸出を行う館は841館ある。これとは別に、県立図書館は2003年度の調べで98館ある。そのうち、分館を持たない図書館が52館、1つ持つのが28館、2つ持つのが13館、3つ持つのが3館、4つ持つのが2館である。	UK全体の公共図書館数は4,170館である。その他にブックモバイル等を利用した移動図書館が664館、病院等その他のサービス・ポイントが17,103カ所ある。	地域行政府全体では5,788館あり(うち市町村が4,981館)、このほかカトリック教会3,794館、プロテスタント教会893館、その他の経営母体109館で、計10,584館の公共図書館がある(2003年時点)。	50州とコロンビア特別区で9,129館の図書館がある。内訳は、地方自治体立の図書館が4,993館(54.7%)、広域自治体立が1,558館(17.1%)、非営利団体立が1,359館(14.9%)、学区区が775館(8.5%)、その他135館(1.5%)となっている。これとは別に、州立図書館が137館ある。うち、中央館が47館、分館が70館、ブックモバイルは20台運行されている。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(設置・運営主体)	<p>公共図書館行政は州の自治事項である。担当する部局の名称は州によって異なるが、その多くは、教育または文化に関連する部局が扱っている。</p> <p>図書館の資金は州と自治体から出され、連邦政府は時折、特別な計画に対して補助金の提供をおこなう程度である。</p>	<p>連邦レベルの図書館(いわゆる国立図書館)は9館ある。構成主体レベルには、それぞれの構成主体の中央図書館として、共和国国立中央図書館、州立中央図書館、地方中央図書館など1,018館がある。市町村レベルには、その地方自治体の中央図書館のほか、都市部、町村部に図書館がある。町村部の図書館は47,740館である。</p>	<p>省・自治区・市・件がそれぞれの公共図書館を所管しているが、公共図書館振興政策の立案や運営費の支出はすべて国家文化部である。公共図書館の設置は政府が行い、日本と異なり地方自治体が行うことはできない。</p>	<p>公共図書館の設置・運営は、原則として地方自治体に委ねられている。</p> <p>図書館は公共図書館(公立、私立および国立中央図書館)と大学・学校図書館に分けられる。公立図書館は、市・郡(区)立、市(広域)・道立がある。</p>	<p>公共図書館は、日本の法制度を基準とした場合、公立図書館と私立図書館とに分類される。すなわち図書館法では、地方自治体が設置する公立図書館と、民法34条に基づく社団法人、財団法人が設置する私立図書館に分けられている。さらにいかなる人でも設置することのできる図書館同種施設がある。このほか、立法府に国立国会図書館が設置されているが、組織上の関連性はない。</p> <p>公立図書館は市町村立、都道府県立のほか、事務組合立(複数の市町村が共同で事務を行う組合)がある。</p>
(4) 公立図書館に対する国家レベルの体制と方針について(国立中央図書館の法的・制度的位置付けと地域の公共図書館の関係/中央省庁の担当部署/公共図書館振興国家戦略など)	<p>連邦政府に図書館政策を推進するための独立した部門は存在しない。しかし、カナダの国立図書館・公文書館(LAC)に関する法律により、カナダ政府は、カナダ全体の公共図書館の発展と情報関連計画を推進・援助する任務をLACに与えている。LACは、政府の特別委員会に参画し、法案の提出を行ったり、図書館関係者と政府を結ぶ窓口となったりしている。</p> <p>一方、地域連携の進んだ国をめぐらず、という国家的戦略に基づいた事業の一つにコミュニティ・アクセス・プログラム(CAP)があるが、これは都市圏から離れた地方の図書館にインターネット接続に必要なコンピュータを設備するための補助金を出すというものである。</p>	<p>国立図書館は書誌学、図書館学、図書館の研究センターであり、公立図書館間の相互協力のため、あらゆる援助を行っている。ロシア連邦国立図書館は、補助専門教育と再教育の研修センターがあり、ロシア国家図書館にも研修センターがある。</p> <p>ロシア連邦文化省は、FTPという連邦企画プログラムの中で制定された「ロシアの文化(2001-2005)」プログラムに基づき、図書館の現代化計画を実行し始めている。ロシア連邦の情報図書館ネットワーク「Libnet」形成、ロシア連邦書誌保存プログラム作成、法的情報の公共センター計画、図書館事業に携わる職員の技能向上プログラムの実施、市立公共図書館の改良(運営改善、最新技術導入によるサービスの向上)などである。</p>	<p>公共図書館振興策を立案したり、公共図書館運営費の支出を行う中央省庁の部署は、国家文化部である。国立中央図書館は、国家文化部に所属するが、地域の公共図書館との直接的関係はない。</p> <p>中国にはこれまで図書館法がなかったが、近年になって国家文化部による図書館法の基盤が形成され、まもなく図書館法が施行される。この図書館法の施行によって、中国の公共図書館は全面的に発展することが予想され、図書館情報学の専攻課程の普及や司書資格制度の誕生も考えられる。</p>	<p>国における図書館政策は1990年の文化部新設に伴い、それまでの教育部から文化部(現文化観光部)に移管されるとともに、図書館行政を専門に担当する部署として図書館博物館課が新設された。ただし、行政組織の再編にもかかわらず、全体の図書館の90%以上が教育部(現在の教育人的資源部)の管轄であり、図書館政策の樹立と執行の一貫性に課題が残る。</p> <p>一方、国が設置・運営する国立中央図書館(文化観光部所属)は、国の刊行物の収集、国家書誌の発刊及び標準化、国家文献情報体制及び図書館協力網運営、海外図書館との国際交流、他図書館に対する指導支援及び司書職研修等の業務を担当する。このほか、国立中央図書館ではないが、立法府である国会が設立した国会図書館があり、図書館についての調査研究、他の図書館に対する各種の指導・援助も行う。</p> <p>図書館分野の総合的な研究は1990年代から始まり、「21世紀公共図書館発展方向及びモデル開発研究(1996)」で、図書館情報化に関する公共図書館の長期発展政策推進方針が提示された。さらに、図書館情報分野に関する初の総合計画である「図書館情報化総合計画」が2000年に策定された。</p>	<p>日本の場合、国立図書館は立法府に属する国立国会図書館のみであり、それと地方公共団体が設置した公立図書館との制度上の関係はない。ただし、図書館法には国立国会図書館と緊密に連絡し協力することが規定されており、国立国会図書館法も奉仕及び資料について、公立図書館を経由して国民に最大限利用させることを規定している。</p> <p>行政府の文部科学省は所管する国立図書館をもたないが、地方公共団体の教育委員会を通して公共図書館振興策の実施を図っている。また、2001年には「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を定めている。</p>
(5) 地方自治制度の段階別の公共図書館数(分館・サービス拠点を含む)について	<p>連邦政府には全国の図書館を管轄する省庁がないため、組織的・恒常的に図書館に関する統計データを収集している機関はない。唯一、LACが管轄する全国中核図書館統計プログラムが、1994年から1999年までの間に定期的に統計報告書を発行していた。それによると、1999年当時、州立図書館があるのは10州のうち5州、準州立図書館は3州すべてに設置されていた。州レベルのサービス拠点は11館、また州より下のレベルの公共図書館は910館、サービス拠点は2,739カ所であった。</p>	<p>全国の公共図書館は48,767館あり、連邦レベルおよび構成主体レベルには1,027館(総合図書館798館、青年図書館40館、子ども図書館117館、視覚障害者のための図書館72館)あり、地方自治体レベルの図書館は47,740館(市部に設置10,087館、町村部に設置37,653館)となっている。町村部の公共図書館は、数にして全公共図書館の約80%を占め、1館あたりサービス人口は10,000人であるが、地方自治体レベルの図書館システムの末端に位置し、上位の図書館とはかなり様相を異にする。</p>	<p>2000年の統計では全国の公共図書館は2,769館で、そのうち県レベルが2,330館(84.1%)である。</p>	<p>2003年の韓国図書館協会の統計では、公共図書館は462館ある。</p>	<p>市町村立図書館の数は2,668館であり、市・区立1,636館(61.3%)、町立936館(35.1%)、村立96館(3.6%)となっている。このほか、都道府県立63館、事務組合立(つまり広域)4館があり、公共図書館の総数は2,735館である。</p>

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(6) 地方自治制度の段階別の公共図書館設置率について	全国のコムーネ数は8,101(2003年)であり、公立図書館は約6,000カ所(2001年)存在するため、1自治体当たり設置率は74.1%となるが、1つの自治体に複数館設置されている場合もあるため正確な値ではない。また、各段階においても所属が明確でない図書館もあり、それらを含めたデータはない。	県立図書館は設置率100%である。36,565コミュニティに対する公共図書館(県立を除く2,795館)の設置率は、単純計算で13.1%となる。	UKにおいては、図書館設置権限を有する自治体は、基本的に広域行政体あるいは地域委員会であるため、基礎自治体レベルの図書館設置率は公表されていない。なお、イングランド地方のユニタリー、カウンティ、大都市ディストリクト、ロンドン特別区段階、ウェールズ地方のユニタリー段階、スコットランド地方のユニタリー段階、北部アイルランドの地域委員会レベルでの設置率はすべて100%で各地域に何らかの図書館システムがある。	段階別の公共図書館設置率について数値を示す資料は存在しない。ただし、13,854ある市町村に対して、市町村立図書館は4,981館であるから、単純計算すれば設置率は36.7%となる。	19,429あるコミュニティ(市町村レベル)に対して、公共図書館は4,993館であるから、単純計算すれば設置率は25.7%となる。
(7) 複数の自治体にまたがる図書館ネットワーク、コンソーシアム等について	SBN(全国図書館ネットワーク)が1979年に発足し、1,300館以上の図書館のデータベースがネットワークされている。	地域内の大学との連携やフランス国立図書館の全国的な目録作りに協力する図書館ネットワークがある。	全国的に行われている①電子レファレンスサービス(Ask a Librarian)と②先祖の系譜調査サービス(Familia)に加え、地域単位でいくつかの図書館設置団体から構成されているコンソーシアムがある。例えば、イングランド東部地方では、地域の6つの図書館設置団体が共同で情報提供サービスである「リクエスト」が行われている。その他図書館設置団体と大学からなる図書館の相互支援(相互扶助)のための枠組みや宝くじ収益金を活用した公共図書館員の研修プログラムなどがある。	地方制度の層構造と公共図書館のネットワーク、システムの層構造とは必ずしも対応していない。図書館ネットワークは、①基礎的需要、②高度の需要、③専門的需要、④高度の専門的需要のいずれかの機能段階に各図書館が属することで特徴づけられている。	全国の公共図書館の77.2%が図書館ネットワークのシステムに参加している。
(8) 図書館に対する一般国民の意識、公共的な文化施設としての認識の状況	地域の利用者登録率が人口の10%を超えるところは少なく、図書館に対する国民の意識は低い。	詳細は不明である。	公共図書館に対する一般国民の意識を示す調査データはない。公共図書館が、当初、労働者に対する貧困救済や道徳心の涵養を目的として始められたとされる歴史的な経緯からすれば、市民生活に密着したものを見ることができる。公共図書館は、国民の生涯学習、レジャー、文化、研究・調査のためのものであり、多くの図書館では、情報通信技術を利用するための講座を開くなど時代に合わせたサービスを提供して、市民が民主主義社会における判断をする際に必要な情報や技術を提供している。また、公共図書館を市民生活に身近な存在とすべく、図書館から遠く離れた地域にBMを通じてアウトリーチサービスが実施される際にも、情報通信技術を生かしたサービス提供が行われつつある。	ドイツの公共図書館像は、参考図書館というにはほど遠く、利用者に情報センターとして印象づけられることもなく、レファレンス資料、情報資料とも少ないため、貸出図書館としての存在感もない。	1996年のベントン財団が行った電話インタビュー調査によれば、国民が公共図書館に求める役割は、デジタルと紙媒体の情報資源を結びつける複合的役割や、人々が情報を発見するために本を読み、借りることができ、コンピューターを利用することができ、オンラインサービスを利用することができる場所であることであった。さらに、子どもや老人を対象としたサービスも求められている。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(6) 地方自治制度の段階別の公共図書館設置率について	地方制度が多様なため、単純に設置率を算出できない。1999年のデータでは、都市部に住む285万人、もしくは人口の93%の人が公共図書館を利用していることがわかっている。州別にみると、図書館及びサービス拠点1カ所あたり対象人口の多いのはケベック州の38,010人/カ所、対象人口の少ないのはユーコン準州の2,052人/カ所となっている。	詳細は不明である。	詳細は不明である。	基礎自治体253に対して、公共図書館は462館あるため、設置率は100%を超えている。ただし、日常生活圏の中で図書館サービスが行われるべきであるという基準からみれば、行政区画(邑・面・洞)単位でみた設置率は低く12.0%である。特に、大都市であるほど公共図書館が不足しており、ソウル、釜山、大邱、仁川、蔚山など5大都市では設置率が10%にも満たない。	都道府県における設置率は100%、市・政令市・特別区については(685/701)97.7%、町で46.4%、村で16.8%となっている。
(7) 複数の自治体にまたがる図書館ネットワーク、コンソーシアム等について	全ての州に図書館ネットワークシステムがある。しかし、図書館の設置数、システムにおける図書館間の協力方法は州によって異なる。	図書館間のネットワークやコンソーシアムに関する事実確認はできていない。ただし、図書館ネットワークを統合する目的でロシア全体の情報図書館ネットワーク「Libnet」の作成が始まっている。	中国文化部は、2000年までの行政課題として、全国の省クラスの図書館、市クラスの図書館、40%の県クラスの図書館で自動化運営の実現、中国図書館情報ネットワークの設立を、さらに市クラス以上の図書館と30%以上の県クラス図書館でインターネット接続を目標にした。北京、天津、上海、珠江三角洲、長江三角洲で先行実施し、さらに2010年までに県クラス以上の図書館間でオンライン・ネットワークの実現を掲げた。ネットワーク化が進んでいるのは東部の発達地域であり、上海図書館は1996年からHorizonシステム、浙江図書館はInnopacシステムを導入し、深セン市図書館が開発したILASシステムはネットワーク版がすでに全国各地の大規模・中規模図書館で応用されている。公共図書館のネットワーク化とデジタル化が早かったのは広東省で、2001年にはネット図書館を開設した。	詳細は不明である。	広域的な連携協力組織網、ネットワークの形成はかなり多く試みられている。そのほとんどは図書館間の「約束」として行われており、法的根拠をもった地方公共団体の協定などは少ない。また当該地方公共団体内または近隣の地方公共団体などにある大学図書館その他の関係機関との連携等も追求されている。コンソーシアムの例はまだない。
(8) 図書館に対する一般国民の意識、公共的な文化施設としての認識の状況	1998年の「市民レポート」によると、公共図書館は、市民が必要とする公的サービスの中で、民間部門のサービス(11位)、市役所のサービス(17位)、国・州のサービス(20位)をはるかにしのぎ、消防署に次ぐ2位と評価されている。多くの州別の調査でも、公共図書館は地域に欠くことのできないサービスであると認識されている。公共図書館は人々の生活に密接に関連していることができる。	公共図書館は、国民向けの情報センター、情報プロバイダー、カルチャーセンターとして、さらに複数民族社会における文化コミュニケーションの中心として、多文化環境で社会的パートナーシップを形成するために一定の役割を果たすことが期待されている。	詳細は不明である。	国民の認識に関する調査はないが、民間レベルで図書館建設の運動がさかんであるなど高い関心を示している。	1992年に政府が調査した「生涯学習に関する世論調査」では、生涯学習に利用する施設として図書館は25.7%と生涯学習施設全体の中で最も高い要求度を示した。地方自治体の世論調査においても要求度は高い。図書館に期待する機能として、読書活動を保障する機能のほか、生活やビジネスなどで必要とされる情報、資料の提供が求められている。このようなニーズに応えるため、住民の資料、情報の収集能力とその活用能力を高めるため電子情報の利用、インターネットの活用、資料検索の端末機の利用などの講習を定期的実施しているところも増えている。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(9) 公共図書館サービスの基本理念、一般原則について	州ごとに基本理念は異なる。図書館サービスの深化をめざし、一定時間の開館時間の確保を図るため、開館時間に関する規定を奨励的においているところもある。	公共図書館サービスは、公読書(Lecture Public: 公教育と対等の概念で、国民に対する図書館サービスの保障を国や公共団体に義務づける概念)の発展を追求する。基本理念は、1991年の図書館憲章第3項で「公共図書館はデモクラシーの行使に必要なサービスである。それぞれの個人が知的自由を確保し、社会の発展に寄与するために公共図書館は、図書への平等なアクセスを保障しなければならない」とある。国における図書館の管理は国民教育省と文化通信省が所管しており、公共図書館は文化通信省が担当する。ただし、図書館総監督局にまたがる部局がある。地方公共団体の役割は、所管の図書館の方向性を定め、そのための予算を与えることである。	図書館における基本理念としての公開性・無料性についてはイングランド、1964年公共図書館・博物館法(Public Library and Museums Act 1964)第7条及び第8条において明確に規定されている。	公共図書館は、公的機関によって財源が確保されていること、そのコレクションやサービスがすべての人の役に立つこと、また誰もがそれらを利用できること、利用を望む人が利用できる開館時間であることが求められている。その4点において「公」的性格をもつのだとされる。	1939年のアメリカ図書館協会による「図書館の権利宣言」の中に、6つの基本方針がある。これは、①著者の出身等を理由とする資料排除の禁止、②党派や主義を理由とする資料排除の禁止、③検閲の禁止、④表現の自由、⑤個人の出身等を理由とする図書館利用の制限禁止、⑥個人団体への公平な提供などが挙げられている。また、同時に無料の原則が示されている。
(10) 著作権の保護、図書館の公共貸与権、出版社への保障などについて	公共貸与権制度は採用されていない。私的利用のための複製は法で認められているが、複写機の利用報酬が定められており、イタリア著作権出版社協会を通して分配される。貸与には報酬は支払われず、権利者の許諾はある一定の条件のもとで不要である。	2003年に公共貸与権制度に関する法律が可決された。知的財産権法典、社会保障法典、書籍の価格に関する1981年8月10日の法律の改正、などを含む図書館における貸与のための報酬及び著作権の社会的保護の強化に関する2003年6月18日の法律及びその委任を受けて、2004年8月31日に制定された3本の政令から構成される。これにより公共貸与権制度の導入に関する長年の議論に終止符を打つべく編み出された「文化の平和(Paix Culturelle)」の制度においては、国と図書館設置主体による徴収・分配事務、書籍商による定価代理徴収などが特徴となっている。	著作権法の規定には、図書館の定義がないが「著作権規則」に公共図書館における著作物の複製を許す適用除外規定がある。これは、営利を目的とした図書館には適用されない。また著作権法では、公共図書館が資料を貸し出ししても公共貸与権の範囲であれば著作権の侵害にならない。1979年に公共貸与権法を定め、1982年の規程で図書館の資料貸出冊数に応じて補償金を支払うことを規定し、政府の資金をもって運用を開始した。公共貸与権の適用は、市民が借りることを前提とした図書館の所蔵する資料である。公共貸与権の存続期間は、言語や美術などの著作物の保護期間と同じで、著作者の没後70年間。DCMSの所管である公共貸与権制度は、登録している著作者(3万人以上)に対し2004年時点で72億100万ポンドの政府拠出金を、2004年～2005年度でUKの全土の32図書館設置団体からサンプル抽出して、その貸出実数から換算して補償する額を算出した。	連邦と州は1990年代から、著作権利用会社WORTに「図書館印税」を支払う図書館制度の運用を奨励している。公立、教会及び私立の公共図書館の書籍の利用について、出版社と著作者の要求が概算で精算される。その他、録音媒体の貸出や美術利用等の協定により、公共図書館における無償のメディア利用が確保されている。また、州と連邦は、著作権法上保護された著作のコピーから生じる請求を一括して支払っているため、図書館設置者たる自治体と教会は、支払い義務を免除されている。	アメリカ著作権法では、著作権者に排他的権利が与えられているが、その制限として、第107条にフェア・ユースによるもの、第108条に図書館による複製などがある。また、以前、一部には公共貸与権を制定しようとした動きもあったが、現在では連邦議会においてはそのような議論はみられない。
(11) 貸出開始時期を遅らせるなどの著作者への配慮について	頒布権の最初の行使から少なくとも18カ月経過したことを条件とする。頒布権が行使されていない場合には、著作物や映像の完成から少なくとも24カ月が経過したことを条件とする。	著作者の報酬に関しては、その受領権限はフランス文芸著作者利益協会SOFIAなど文化担当大臣により認定された団体に限られている。国の負担は、学校図書館を除いた図書館の登録利用者数をもとに算出する。図書館設置主体の負担は、書籍の公売価格の6%と定めている。書籍を販売した納入業者に対して書籍代金と同時に徴収される。受領は、著作者及び出版者の分と、文芸及び翻訳業従事者を対象とした補充退職金制度の分担金に充てられる部分の2つに分かれている。著作者と出版者は半分ずつ分配される。	貸し出し開始時期を遅らせるなど、著作権利との共存への配慮が明示されているものは見当たらない。CDについては、発売後3カ月間は貸出ができないとされている地域がある。2002年度、UK総出版点数は125,390点で、総売上高は国内および海外での売上高を合わせて3,240,000,000ポンドである。図書館の図書購入費は88,685,934ポンドで、資料購入費は121,633,892ポンドである。本の売上高に占める図書館の購入割合は、2.7%である。その他の資料の売上高に占める図書館の購入割合は、3.7%である。	(10)を参照のこと。	(10)を参照のこと。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(9) 公共図書館サービスの基本理念、一般原則について	ユネスコ公共図書館宣言(1994)に則し、2002年にカナダ公共図書館協会により、公共図書館の無料原則が宣言された。ただし、州によっては、無料が適切でない貸出サービスについては代金を請求してもよい、という規定もある。一方で、貸出を受けるための会費を徴収する州もある(アルバータ州とケベック州)。	図書館分野における法律「図書館事業について」の規定に基づいて、公共図書館は図書館サービスを提供する。	中国の図書館法の性格をもつ「図書館工作条例」で「マルクス・レーニン主義と毛沢東思想を宣伝し、中国共産党と政府の政策・法令を宣伝し、人民に共産主義と愛国主義教育を施行することと明記している。マルクス・レーニン主義や毛沢東思想は中国のあらゆる社会制度の基盤であり、図書館および図書館情報サービス、図書館情報政策の思想的基盤であり、中国国家の政策目標と方向に直結している。つまり、マルクス・レーニン主義や毛沢東思想は学会および協会の性格をもつ中国図書館学会の章程(規程)や普通高等学校図書館規程(大学図書館規程)にも現れ、中国の各種図書館で採択する「中国図書資料分類法」ではマルクス・レーニンおよび毛沢東思想と著作を最上位にしている。	公共図書館基準に示される公共図書館の使命は、主に、図書館協力の構築と活性化を図り地域住民が多様な幅広い情報と知識が得られるようにすること、地域間、階層間の情報格差の解消に努力することで国家的知識拡散に寄与すること、というものである。また目的は、多様な資料と施設、ボランティアを通じて、地域住民の情報センター機能、地域社会の文化生産機関、あらゆるレベルの公共教育を支援する生涯学習機能をもち、地域社会の知識向上と文化発展を図る、というものである。	1950年の図書館法により、無料・公開など近代図書館の理念が規定されている。日本図書館協会による「図書館の自由に関する宣言」は、図書館は不当な圧力や検閲を排し、資料収集・提供について自立した判断をし、利用者の読書などの秘密を守ることなどをうたっており、規範として図書館の理念を支えている。
(10) 著作権の保護、図書館の公共貸与権、出版社への保障などについて	著作権法は、作者の権利を保障しているが、公共図書館における複製は公正利用を条件に例外として認められている。カナダでは1986年から公共貸与権が採用されている。カナダの公共貸与権は、カナダ文化遺産省所轄の公共貸与権委員会によって処理される。2002年には、13,269人の著作者(個人)が、50,878のタイトル分の補償(平均支払額727ドル、最大3,675ドル)を受けている。『カナダ書籍産業』によると、1996～97年の出版産業全体の売上はほぼ20億ドルあり、そのうち約3億2,000万ドルが公共図書館で資料の購入に費やされたと推測される。ちなみに、1998年には、大きな公立図書館は約6,600万ドルを新しい図書館資料の購入に支出している。	詳細は不明である。	詳細は不明である。	2000年の著作権法の改正で図書館間における「伝送権」が新設され、2003年改正で「図書館補償金支給制度」が規定され、オンライン・データベースの使用による補償金支給が義務化された。これは、他の図書館で電子化したフルテキストの検索や印刷をすれば「韓国複写伝送権管理センター」を通じ、著作権に一定の著作権料を支払う制度である。	図書館の公共性に着目して、著作権法では、図書館における資料の複製を著作者の権利が及ばない例外として扱っている。日本の図書館の資料購入費は、年間出版販売額2兆5,000億円のわずか1.4%の350億円に過ぎない。また、公共貸与権が昨今論議になっているが、(社)日本図書館協会は時期尚早との見解をもっている。
(11) 貸出開始時期を遅らせるなどの著作者への配慮について	カナダの図書館は、著作権法に従いアクセス著作権許可の代価を払っており、著作者者に対する追加の配慮は特別行っていない。	詳細は不明である。	詳細は不明である。	公貸権問題について最近議論が始まったばかりで、その他の配慮はなされていない。	著作者への配慮といった視点から新刊書の貸出開始時期を遅らせるということはない。



調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(12) 個々の公共図書館の使命(ミッション・ステイトメント)について	大学図書館ではミッション・ステイトメントを公表しているところがあるが、一般の公共図書館では特にミッション・ステイトメントは公表されていない。	個々の図書館のミッション・ステイトメントは一般的に広く公表されている。	個々の図書館ではなく、図書館設置団体ごとに計画(Plan)や戦略(Strategy)という形で使命が示されている。例えば、政府資料・地域新聞、フィルムコレクション、詩集などの特殊コレクションによる研究支援、地域の中小企業のニーズに合わせたビジネス支援、子供達に対する宿題支援、地域の団体やイベント、交通機関、などの地域情報、COBWEBというWebベースの地域情報、地域の歴史に関連する資料を提供するサービス、障害を持った人々へのサービスなどが使命として示されている。また長期的な計画として地域研究資料をデジタル化し、保存していくことも挙げられている。	4~5年前からミッション・ステイトメントを公表している公共図書館があるが、各図書館の個別のイニシアチブでおこなっており、一般化しているわけではない。公開している場合でも、起業支援や就業支援については明記されていない。	個々の図書館のミッション・ステイトメントに関する統計調査はみられないが、図書館の規模に関係なく、一般的に広く公表されている。また、それぞれのミッション・ステイトメントの内容から、利用者に向けた情報アクセスの提供、生涯学習支援などのサービス提供機関としての役割を意識している傾向がある。
(13) 地域社会の情報ニーズの定期的な調査などについて	古き良き図書館の伝統を守るという意識が強いと思われ、「地域のニーズを掴む」という考えが定着していない。またこうした事に関する定期的な調査などを行った記録もない。	図書館に関するいくつかの全国的な機関が様々な調査を行っている。その中には地域社会の情報ニーズに関するものも存在するが、詳細は不明である。	文化・メディア・スポーツ省が、2001年1月に発表した「公共図書館基準」中に、各図書館設置団体が、少なくとも3年に一度は、公共図書館利用者調査を実施することが定められている。イングランドとウェールズでは、基準に従い調査が実施されている。スコットランドと北部アイルランドでは、あまり調査が実施されてこなかったが、北部アイルランドでは、最近実施された。調査では、開館時間、職員専門的知識、職員の有用性、図書やその他資料、情報サービスや質問サービスに関し大変良い・良い・普通・良くない・非常に良くないの5段階で尋ねている。結果としては良いという評価が大半を占めている。「良くない・非常に良くない」という評価は、各項目ともほぼすべての設置団体に、10%未満である。	アンケート調査などは小さな図書館でも定期的に行っているようである。複数の図書館による調査や、異なる種類の文化施設などとの共同のニーズ調査もなされている。ケルン市立図書館などでは、企業ニーズを直接聞くために企業に向くとといった例もある。こうした調査には特に規定があるわけではなく、各図書館での個別の展開となっている。	地域社会や図書館利用者のニーズを捉えるための利用者調査が、各州または各図書館で独自に行われている。ウェブ上に調査結果を掲載しているところもある。
(14) 公共図書館の整備や運営費の負担について	基本的にはコムーネが全面的に運営の任務を果たしており、地方の公共図書館の年間運営経費は全額地元負担である。国、州、県、市町村がそれぞれが管理しているため、上位自治体や中央政府からの補助金は、SBNなどの費用を除いて削減傾向にある。	基本的には地元自治体が負担する。国から地方への援助は、地方分権化への一般基金(DGD)として一括して行われている。DGDの枠の中で、公共図書館への援助は3つの形をとる。1つめは、制度の運用に対する援助が、2001年度で1億1,800万フラン以上、2000年には1,361の自治体に対して行われている。2つめは、地方文化局によって審査された投資に対する援助で、2001年度2億1,800万フラン以上が充てられた。3つめは、地域拠点市立図書館(BMVR)の建設に対する援助であり、2001年度で6,400万フランが充てられた。	地方政府に対する交付金・補助金は、国家収入の約1/5が割り当てられる。一般的な交付金・補助金と利用目的に限られる特定補助金がある。地方自治体の歳入の74%が中央からの補助金で占められているため、図書館の整備に関して地元自治体の負担額は少ないと考えられる。例えば、既に終了した事例であるが、2002年末でいちおう事業を完了した「市民の図書館(People's Network)」という事業では、新機会基金(New Opportunities Fund: NOF)からの補助金をもとに公共図書館のネットワーク環境等の整備を行った。なお、2003年度からは別の新たな補助金が始められた。DCMSが策定した公共図書館のためのビジョン、未来への枠組み(Frame of the Future)を実現するための補助金である。2003年度は883,000ポンドが、使途限定補助金として、博物館・図書館・文書館評議会に交付されている。そして、博物館・図書館・文書館評議会では実際に519,000ポンドの補助金を公共図書館や関連団体に交付している。なお、各図書館の運営費に関する詳細は、不明である。	公共図書館活動は、市町村および教会の任意事務に属する。一般の公共図書館では、地方自治体が資金を負担しており、上部の自治体が出すのは例外的である。市町村の財政が小規模な地方のみ、上部の自治体が財政支援を行っている。ただし、地方自治体の財政状況悪化のため、公共図書館予算は厳しくカットされ続けており、利用無料の原則を放棄し、年間登録料などを課している図書館が多い。利用料金は各図書館の運営費に充てられている。特別なプロジェクトについては、上部の公共団体から出資されることもある。例えば、ハンブルクの図書館には、地域の図書館の書誌データを共有できる総合目録プロジェクトのための資金が州から出ている。	公共図書館は各自治体の財源で運営されている。財源は、売上税などの一般歳入の一部、目的税として財源への課税をおこなない財源とするもの、公共図書館による課税権により課税して財源とするもの、などに分かれる。連邦政府は、1996年からは図書館サービス・技術法に基づいて補助金交付業務(2005年の図書館事業の予算として、2億595万ドルを予定)を管理している。公共図書館総運営予算は、全国で82億2,261万9,000ドルで、連邦0.6%、州12.7%、地方77.3%、その他9.4%である。人口規模の小さい公共図書館ほど運営予算に占める連邦資金及びその他の寄付等による収入の割合が高くなる傾向にある。(2001年度)

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(12) 個々の公共図書館の使命(ミッション・ステイタメント)について	多くの公共図書館が、館の使命についての文書を公表しており、いくつかの例みると、地域コミュニティへの情報ニーズに応えることが公共図書館の最も重要な部分だと考えられる。また、図書館起業支援や就職支援のための情報提供は重要であるとして、インターネットを通じ、すべての人々が就職情報を利用できるよう図られている。	地域の知的資源の収集、保存、維持、提供することは公共図書館の目的であり、社会的な役割である。そのことが個々の図書館のミッション・ステイタメントとして書かれている。公共図書館の使命は、それぞれのウェブ上で公表されている。	個々の公共図書館の使命については、ウェブサイトで公表されている。その中に、地域社会の情報収集保存に責任をもつ、住民の情報ニーズに応えるということが、明記されている。	2003年度の図書館基準で明記されている。それぞれの図書館も公表している。	図書館の運営方針等は、毎年出される教育委員会の方針の中で明らかにされる。また設置条例、自治体の基本計画、教育行政計画などにも盛り込まれているが、住民にとってわかりやすいものとなっているとは言いがたい。そこで、図書館の運営計画・方針の立案と公表、また意見を聞くこと、さらにその結果について点検評価を求める動きが顕著となっている。これらの中に、地域の資料情報収集、保存、提供に関する記述も盛り込まれている。住民の課題解決に資することについては、具体的な事業の内容を記さなくても明らかにしている。
(13) 地域社会の情報ニーズの定期的な調査などについて	地域社会のニーズの把握について、定期的な調査が行われているかどうかは不明である。	詳細は不明である。	地域社会の情報ニーズを把握するため、「アンケート調査」、「意見箱設置」などが行なわれている。定期的な調査も行なわれているが、各図書館の事情によって、調査の頻度は異なる。	特に定期的な調査は行われていない。	地域の要求を捉えるためのものとして、通常は自治体が行う世論調査があり、これに図書館の問題を取り上げる場合がある。図書館としては、来館者に対する調査や利用者懇談会を行って地域社会の情報ニーズの把握に努めている。
(14) 公共図書館の整備や運営費の負担について	一般的にはそれぞれの州の図書館法のもと、市町村などにより設置されている。新たな図書館設立に対して、連邦政府は直接的な支援はしないが、州政府が関与する事例は多い。つまり、図書館は一般に、州政府からの支援を受けて市町村によって設立運営される。状況が異なるのは、プリンス・エドワード・アイランド州であり、ここでは州政府が図書館職員と蔵書に資金を出し、市町村が建物と内装を整備している。そのほか、図書館は、複写費や貸出延滞金により収入がある。友の会グループやその他の資金援助グループも図書館財政に貢献している。都市部の大規模な公共図書館の場合、負担割合は、市町村が84.2%、州が8.7%、連邦政府が0.6%、図書館の雑収入4.7%、寄付0.8%、その他1.1%という割合である。小さい図書館ほど寄付と雑収入が大きな影響を持つと考えられる。連邦政府は、特別なプロジェクトにだけ資金を提供する。(たとえば、サマージョブやインターンシップで若い人々を雇用するヤング・カナダ・ワークス・プログラムなど)	詳細は不明である。	中国の公共図書館は、すべて政府の補助金で運営される。	「図書館及び読書振興法」において、設立・運営する地方自治体の一般会計から公共図書館の運営費を負担し、国がその地方自治体に経費の一部を負担する、と定められている。文化観光部は自治体の公共図書館に対する国家補助金の支給基準を、「建設」の場合には用地買収費を除いた20%、「農漁村公共図書館施設」には50%を支援している。2001年度の予算計画をみると、総予算114,301百万ウォンの中から図書館情報化部分は財源が国費で68,900百万ウォン、開発役務費14,193百万ウォン、ハードウェア購入費766百万ウォン、ソフトウェア購入費4,500百万ウォン、通信網21百万ウォン、その他49,420百万ウォンである。	図書館は自治事務であり、基本的には教育委員会が要求し、自治体の長が策定して議会の承認を得た予算により執行する。住民の税金によりまかなうことが通例である。自治体の一般財源の中には、国から配分される地方交付税がある。地方交付税は行政水準の平準化を目的に政府が管理執行しているものであり、このなかに図書館にかかる経費も積算されている。平成16年度分として、人口100,000人の市を基準に積算された図書館経費は人口1人当たり732円であり、人口1,700,000人の道府県を基準に積算された図書館経費は人口1人当たり153円である。なお、平成16年度地方交付税総額(当初予算額)は1兆8,861億円である。政府の補助金は制度上図書館法に明示されているが1998年以降事実上運用されていない。その後も設備関係の補助金が続いていたが、これも2003年で廃止された。したがって現在、基本的に政府からの補助金はない。都道府県が市町村に補助金を出す例も、最近では皆無となっている。ただし連携協力の事業の負担については、多くは都道府県負担が通例となっている。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(15) 図書館の建設整備にPFIなど、民間資金活用の試みについて	公共工事に関する法律(98年415号法)が策定されたがPFI導入の実践例は少なく、図書館には導入されていない。	詳細は不明である。	PFIは、1992年にUKで行財政改革を進展させたものとして導入され、1997年ブレア政権での地方自治(契約)法制定によりPFIの導入が推進された。また、PFIよりも広いPPP(Public Private Partnership)も行われるようになった。図書館におけるPFI(PPP)事例は、イングランドのボーンマス図書館において、PFIを活用し中央図書館を建設し、IT設備導入が行われた。また、同地方のニューキャッスルでは、新しい図書館の建設、改修、小規模な増築がPFI事業で始められている。その後、中央図書館ビルの施設維持を25年間民間に任せる内容のものが実施されようとしている。	公共図書館の直接の設置者および維持者は概して市町村であるが、特徴的な存在として、財団法人による経営、有限会社による経営がある。例えばハンブルク公共図書館は私的な財団法人だがハンブルク州の支援を受けている。また、ギュータースローは、市とベルテルスマン出版株式会社財団法人との契約に基づき有限会社が設立され、市立図書館はその中に組み込まれており、市と財団は共同出資者の関係にある。地方自治体の、国庫式予算計画と従来の上意下達の統制からの脱却が、新経営モデルあるいはニューパブリックマネジメントなどの形で浸透し始めている。	建設設備については管理運営の項(下記)などを参照されたい。
(16) 公共図書館の運営を民間に委託することについて	職員研修に民間団体から講師を招くこと、職員を派遣することなどは行われているが、日常業務の民間委託は行われていない。	基本的には公共図書館の管理運営は設置自治体が行う。業務の部分的委託が行われているかどうかは不明である。	PFI等を活用して図書館施設の建設や改修とその後の施設維持などが実施されている事例があるが、図書館の運営までは民間に委託していない。	たとえばシュリースハイム市立図書館は、市と図書館購買センターにより有限会社が設立されたが、運営は全面的に有限会社が行っているという点で、民間への全面委託ともいえるが半官半民の要素もある。このような例は注目を集めているが、また一般的な傾向ではない。	カリフォルニア州のリバーサイドカウンティは、25の分館からなる図書館の運営をLSSI社に全面委託している。LSSI社はそれまでも議会図書館などで目録作成の仕事など行っている会社であり、同社はリバーサイドカウンティ公共図書館のほかにもこれまで8州12機関の委託を受けている。
(17) 各段階の公共図書館の経営・運営の責任者について	図書館の責任者は図書館長である。館長の上に市町村議会や行政権を持つ委員会があるが、最終的に図書館に対して責任を負うのは、市町村議会の文化担当委員会(文化評議員)である。また、図書館の多くに諮問委員会や運営委員会が備えられており、委員は市町村議会で選任され、任期は5年である。	責任者は図書館長であり、それぞれの自治体の議会が任命を行う。図書館経営・運営の監督者は、基本的には各自治体である。国は、技術的調整を行い、蔵書構成、コンピュータによるサービスの内容について点検する。	UKIにおいて各公共図書館の運営は、各公共図書館設置団体により異なっている。しかし、基本的にチーフライブラリアン(Chief Librarian)が、責任者となっている。チーフライブラリアンは、公共図書館だけでなく、学校図書館や情報通信技術サービスなども担当することが多い。しかし多くの権限は、各図書館長に任されている。図書館の設置主体には、カウンシル、ディストリクト、ユニタリー、教育・図書館委員会などがあり、図書館の方針を決定し、実施された業務の報告を受け取る立場にある。	公共図書館の予算は各自治体の議会が決定し、経営・運営の監督も議会において行われる。経営権は各図書館にあり、責任者は館長で、館長は公募される。関連雑誌やネット上に公募情報が掲載される。館長の採用を決めるのは、市町村役場の人事課である。館長は議会に報告書を提出し、どのようなことをやっているかを納得させる必要がある。	運営の責任者は図書館長である。館長職は公募が多いが、図書館委員会が選任にあたる場合や地方公務員法に基づき選任される場合がある。地方行政組織内の位置付けによって、公共図書館の上位機関となる部局は異なる。多くの場合は、教育局もしくは首長部局に位置付けられる。公共図書館の運営を規定する条例や憲章については地方議会が権限を持つ。監督を行うのは、図書館委員会や理事会、評議会と呼ばれる行政委員会である。図書館委員は、州の図書館法で規定された方法で選出される。イリノイ州やミシガン州などでは、選挙によって委員を選出する。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(15) 図書館の建設整備にPFIなど、民間資金活用の試みについて	PFIなどの手法が利用される否かについては、不詳である。 プリンス・エドワード・アイランド州は、先述したように図書館設立(整備)に関し明確な方針があり、私的資金は募集しないが、他の州においては、図書館整備と図書館サービスの維持について地域コミュニティに訴える必要があると思われる。	詳細は不明である。	詳細は不明である。	1990年代に入り行政機能の民営化方針が推進された。1993年に実施した第1次民営化計画を始めとして1995年の第2次民営化計画で図書館の民間委託問題が顕在化した。1998年「96の政府事業の民間委託」の内容の中で文化部門の委託内容は国立中央劇場、政府刊行物及び映像製作、国立自然史博物館などを含めて国立中央図書館の運用管理、図書館情報化事業を含んでいる。行政自治部の民間委託推進指針と地方自治団体の図書館運営の困難、公務員総定員制による新設図書館の新規人材確保不可能などの理由から図書館運営を民間に委託する事例が相次いでいる。	図書館建設、整備にあたっての資金調達の方法としてPFIへの期待が高まっている。実際にこの手法により建設に入ったものは2例あり、かなり具体的に検討されているところが30例ほどある。しかしPFI事業者側に図書館運営の実績がないこと、営利活動が容易ではないことなどから、現在は他の分野に比べ図書館での導入例は少ない。今後建設などハード面での導入は増える可能性がある。
(16) 公共図書館の運営を民間に委託することについて	カナダでは、私企業に業務委託している公共図書館は存在しない。ただし、行政からの資金的サポートが21%ある非営利組織カナダ全国視覚障害者協会(CNIB)が、視覚障害者図書館を運営している、という例はある。	詳細は不明である。	公立図書館運営の全業務を民間に委託している例はない。	1993年の第1次民営化計画では公企業所有権の民営化の実績が得られず、1996年の第2次民営化計画では、民有化に限らず企業経営の効率性を目的に公企業経営の民間企業化を指向した。1998年には「96の政府事業の民間委託」を発表し、図書館情報化事業も提示された。政府の図書館委託構想の中では、第2次計画で地方自治団体が運営する公共図書館に対して委託を勧める内容が含まれている。2002年データでは、公共図書館411館中18館(4.4%)が運営を民間に委託し、そのうち11館(61%)が2000年以後の運営委託である。	2003年の地方自治法一部改正により、新規図書館の建設・運営にPFIを用いた例が若干ながら登場し、また、既存図書館についても指定管理者制度が直営か選択の際に、指定管理者制度を採用する自治体が現れている。PFI手法により建設、運営されている市立図書館の第1号は、2004年開館の桑名市立中央図書館である。図書館業務の部分委託については、2003年の地方自治法の改正を待たず、広範に行われていた。その多くは、目録作成や資料装備、複写サービスなどであったが、近年は、「官から民へ」の大きな流れの中で、委託の場合においても委託範囲の拡大がみられる。
(17) 各段階の公共図書館の経営・運営の責任者について	一般的に、公共図書館は図書館委員会により選任され監督されている図書館長によって運営されている。 図書館長は、一般に専門的な資格を有する司書であり、館長は職員を選び、図書館予算を立て、図書館を運営し、図書館委員会の施策を実行するための責任を有している。(予算は、図書館委員会と地方政府によって承認される。)また、館長は、図書館のための資金(寄付)集めを行うなど政治的な力も必要とされる。	公共図書館の運営の責任者は、図書館の設立主体の長である。	公共図書館の経営・運営の責任者は館長である。	図書館及び読書振興法では、公共図書館の館長は司書資格をもつ者と規定された。2003年図書館基準によると、館長はサービス人口5万以上は5年以上の経歴を有し、サービス人口5万未満では2級正司書資格があれば経歴不問となっている。図書館の運営主体として、公共図書館は、各市・道の教育庁あるいは各地方自治体(市・道)の所属に分かれる。図書館の政策・管理運営は文化観光省が担当する。地方自治体が設立・運営する公共図書館については、自治体の一般会計からその運営費を負担しなければならない、と定められている。	公共図書館の責任者は館長であるが、通常教育委員会が任命発令する。司書資格をもつ館長は15.7%に過ぎない。また教育長や社会教育課長など生涯学習担当部局の長の兼務が少なくない。運営の監督者は制度上教育長である。教育長の補佐機関として生涯学習担当部局の長(部長や課長)がおり、それが日常の実務に当たることが多い。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(18) 館長の経営手腕を評価するシステム、監督者が重視する評価項目について	図書館は、たいいていの場合、文化を担う州議会の部局の管轄下であり、その部局が州内の図書館を監督する。館長の評価は、上記の市町村議会の文化担当委員会(文化評議員)が行う。	それぞれの自治体によって評価されるが、詳細は不明である。	UKにおいて、直接館長を評価するシステムはない。しかし、公共図書館基準に基づき、図書館の運営状況の評価する調査が実施されており開館時間、貸出し、予約本の入手、ウェブサイトへのアクセス数、来館者数や利用者の満足度などが挙げられている。2004年10月にその公共図書館基準が変更された。この基準には、図書館へ利用者が来ること、開館時間、インターネットやOPACへのアクセス、毎年の新たな図書やほかの資料の購入などが新たに評価項目として設定されている。	館長の経営手腕や図書館経営を評価する統一的なシステムは存在しないが、「図書館連盟」が、図書館長にどういった資質が必要か、図書館経営のガイドラインを提示している。	館長の評価については、各図書館によって異なる方法がとられている。管理者の評価を挙げているウイスコンシン州の例では、評価項目は8つある。①利用可能な資源を用いて効率的で有効な図書館サービスを提供しているか。②館長として地域住民に好感を持たれているか、住民は図書館に来るのを楽しみにしているか。③図書館の予算執行及び報告は適切か。④他のスタッフとのコミュニケーションが図られているか、指揮者としての力量。⑤図書館の利用は増加しているか。増加していないとしたらなぜか。⑥新規事業に対して積極的・創造的に関わっているか。⑦評議会に対して必要な情報を提供しているか。⑧年次計画、長期計画の目的達成のために努力をしているか。これらに加えて、管理者自身からの自己申告の機会を与えることが必要だと明記されている。
(19) 各段階の公共図書館年間予算総額と、1館当りの平均年間予算額について	地方公共図書館全体の予算は、609,470百万リラ。1館平均すると101,527,570リラである。日本円に換算すると、それぞれ、43,272,370,000円、7,208,457円となる。	1999年度予算の場合で、市町村立図書館への予算は総額33億3,400万フラン、うち資料費は4億8,400万フラン(14.5%)。県立貸出図書館は、同年度予算で総額4億6,300万フラン、うち資料費は1億2,500万フラン(27.0%)であった。	UK全体の公共図書館年間総費用額は930,911,442ポンド(1館当たり225,184ポンド)である。1館当りの年間経費は、イングランドでは245,873ポンドで、ウェールズでは118,666ポンド、スコットランドでは170,656ポンド、北部アイルランドでは163,737ポンドである。	2003年データで公共図書館年間経常支出総額は、地域行政府全体で684,392,233ユーロ(1館当たり118,243ユーロ)で、このうち市町村図書館では622,671,290ユーロ(1館当たり125,009ユーロ)であった。このほか、カトリック教会図書館27,917,611ユーロ、プロテスタント教会図書館2,674,587ユーロ、その他の経営母体33,899,874ユーロで、全国計748,884,305ユーロ(1館当たり70,756ユーロ)であった。	地方自治体公共図書館の総運営予算は全国で82億2,261万9,000ドルで、連邦0.6%、州12.7%、地方77.3%、その他9.4%である。全国の公共図書館9,129館を平均すると1館あたり90万ドル(2001年度)。
(20) 自治体の負担額と広域自治体、政府の補助金、民間の寄付の額や比率について	近年、地方自治体に対する補助金が減らされ、独自の課税権を強化するなど、地方自治体の財政的な独立が強められている。図書館事業に対する中央政府の補助金の額やその比率等の詳しいデータは不明である。	地方分権が進み、国からの補助は少ない。2004年の文化通信省の図書・読書政策に用いられる予算は全体で3億1,287万ユーロだが、これには書店等に関する予算も含まれる。そのうち、図書館関連では、公共貸与権とその作家・編集者への保障として822万ユーロ、公共貸与権に関わる図書館に対する援助として264万ユーロ、公共図書館に対する1億5,500万ユーロなどが含まれる。公共図書館に対する予算のうち、620万ユーロが県の投資に対する援助、特に新しい中央貸出図書館の建設計画に256万ユーロなどとなっている。市町村立図書館については、300の計画に対して補助金が出され、農村地帯や都市の周辺地域におけるメディアセンターの発展のためのプログラムに1,050万ユーロの予算がある。	UK全体の図書館の年間総経費は930,911,442ポンドである。これに対し、年間総収入額は105,580,509ポンドであり、そのうち特定の補助金は19,568,091ポンド(18.5%)、個人からの寄付金等は25,237,247ポンド(23.9%)、法人からの寄付金等は11,204,554ポンド(10.6%)を占める。	基本的には各図書館の設置母体である地方公共団体が負担するため、上位の自治体や中央政府からの補助はないが、例外的なプロジェクトについて州から補助されることもある。	人口規模別にみると、人口100万人以上のところは、自治体が78.7%負担、連邦0.6%、州9.2%の負担だが、人口1,000人未満の自治体では、自治体の負担が66.0%、連邦が1.8%である。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(18) 館長の経営手腕を評価するシステム、監督者が重視する評価項目について	一般的には、図書館長の上で政策を決定し監督するのは図書館委員会である。評価の視点や方法は図書館によって異なる。	詳細は不明である。	詳細は不明である。	図書館及び読書振興法施行令では、図書館運営委員会について以下のように定めている。第25条(図書館運営委員会の構成)①図書館運営委員会(以下「運営委員会」と言う)は委員長1人を含めた委員10人以上15人以下で構成される。②委員長は委員の中から選出される。③委員は図書館の長と図書館のサービス対象区域の中の文化系、教育系の専門職業人及び利用者の中から図書館の長が選任する者である。第26条(運営委員会の職務)運営委員会は次の各号の事項を審議する。①図書館運営及び発展のための基本方針に関する事項、②図書官運営の改善に関する事項、③図書館資料の構成方針に関する事項、④読書運動計画の樹立に関する事項、⑤地域文化事業及び生涯教育の支援に関する事項、⑥他の図書館・文庫及び各種文化施設との業務協力に関する事項、⑦その他図書館支援に関する事項。	館長を評価するシステムとしては、通常の勤務評定がある。最近は人事考課システムの導入が図られている。
(19) 各段階の公共図書館年間予算総額と、1館当りの平均年間予算額について	公共図書館1館あたりの年間予算には幅があり、都市部の大型公共図書館でも98万ドルから1億3,800万ドルの開きがある。	2003年データで、全国の公共図書館の総予算額は10,381,308千ルーブル(1館当たり212,900ルーブル)、総経費は9,849,572千ルーブルである。町村部の図書館の総予算額は1,267,235千ルーブル(1館当たり33,655ルーブル)、総経費は1,243,917千ルーブルである。	公共図書館(2,767館)の1999年総経費は117,290万元、1館あたり平均総経費は42.4万元となっている。	2001年度の公共図書館の予算総額をみると、予算分野では人件費の比率が全体予算の50%を占めており、図書館予算の中で最も多いことが分かる。特に、資料購入費の割合は12%に止まり新刊図書購入は減少傾向にある。公共図書館2001年運営予算(単位:千ウォン)は人件費116,077,975(50%)、資料購入費28,189,149(12%)、その他運営費87,279,614(38%)、計231,365,168であり、1館あたり平均予算529,440となっている。	都道府県立図書館に関する年間経費の総額118億7,922万円であり1館当たり1億8,856万円である。市区立図書館の場合は総額796億7,817万円で1館当たり4,870万円であり、町村立図書館の場合は総額215億8,997万円で1館当たり2,092万円である。以上は人件費を含まない数字である。
(20) 自治体の負担額と広域自治体、政府の補助金、民間の寄付の額や比率について	個々の図書館については不明であるが、都市部の大型図書館の全体傾向として、負担割合は、市町村が84.2%、州が8.7%、連邦政府が0.6%、図書館の雑収入4.7%、寄付0.8%、その他1.1%という割合である。小さい図書館ほど寄付と雑収入が大きな影響を持つと考えられる。	2003年度の全国の公共図書館の総経費(9,849,572千ルーブル)に対して、設置主体の予算からの収入は9,590,438千ルーブル(97.4%)であり、その他のレベルからの収入は259,134千ルーブル(2.6%)である。	「WTO加入後わが国の図書館情報プロジェクトが直面するチャンスと挑戦」(王毅)によると、公共図書館の年間費用はほとんどそのすべてを政府の支給で経営する。	公共図書館の運営予算は、全額国庫や地方費から支援を受けている。海外諸国と違い民間の寄付金支援はほとんどなく、寄附募金のための活動もまったく考慮されていない。このような財源の単一化された構成は、図書館運営の自発性や積極的な活動を促すための媒体として作用せず、与えられた予算で限定されたサービスを提供するように図書館運営を制限するように作用している。	政府や都道府県からの補助金は、ほとんどない。民間の寄付は図書館に直接納入されず、自治体の雑収入として処理されるので、その額は不明。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(21) 人件費・図書購入費・建物設備維持費の3つの年間支出の割合について	年間支出の割合の全国的データは得られなかったが、たとえばピエモンテ州のコムネPineroloにある公共図書館La Biblioteca Civica Alliaudiの場合、2003年度の年間支出は、363,700ユーロ(日本円で47,590,145円)あり、その内訳は、人件費296,900ユーロ(81.6%)、建物設備維持費2,343ユーロ(0.6%)、図書購入費19,800ユーロ(5.4%)であった。	1997年発行の『全国公共図書館の統計』によると、2,315自治体におけるデータ(1995年現在)では施設設備費が20.9%、人件費が67.3%、資料費が11.8%となっている。	人件費はUK全体で507,850,833ポンド(54.6%)、建築物維持費は104,547,752ポンド(11.2%)、資料購入費(AV資料を含む)は121,633,892ポンド(13.1%)である。	ドイツ図書統計(DBS)からの算出によれば、購入費+人件費+その他+設備投資(=年間総支出791,951,177ユーロ)を100%とした場合の内訳は、購入費10.5%、人件費61.8%、その他22.3%、設備投資5.4%となる。	公共図書館支出は、全国で75億7,164万5,000ドルで、その内訳は、人件費64.0%、資料費15.2%、その他20.8%である。州立図書館の場合は、全国で3億858万ドルで、内訳は人件費56.5%、資料費8.1%、その他35.4%である。
(22) 公共図書館の年間利用者総数について	利用者を示すデータはないが、登録者数は、国立図書館591,598人、公立図書館27,442,500人である。便宜上の計算では、年間登録者数27,442,500÷設置数約6,000として、1館当たり約4,573人となる。	図書館の利用者数あるいは来館者数に関するデータはない。登録者数は1999年度調査で、市町村立図書館合計で6,582,879人(1館当たり2,450人)である。そのうち40%が14歳以下の子どもとなっている。県立貸出図書館についてはブックモービルなどのサービスが主体であることから、登録者数データも見つからないが、サービスは554台で行われている。	UK全体の図書館利用者数は、318,154,528人(1館当たり76,960人)である。このほか在宅サービスを受ける利用者が、UK全体で123,407人いる。	来館者数は、地域行政全体で94,186,697人(1館当たり16,273人)、このうち市町村図書館では85,665,732人(1館当たり17,199人)であった。このほか、カトリック教会図書館で3,053,174人、プロテスタント教会238,838人、その他の経営母体5,218,637人で、全国計102,697,346人(1館当たり9,703人)であった(2003年)。貸出者数は地域行政全体で7,152,100人(1館当たり1,236人)、このうち市町村図書館では6,334,591人(1館当たり1,272人)、カトリック教会図書館1,274,293人、プロテスタント教会191,533人、その他の経営母体203,542人で、全国計8,821,468人(1館当たり833人)である。	2001年度調査で、1年間の総来館者数は11億8,772万3,000人(1館当たり130,104人)、国民1人当たり年間4.3回の来館となっている。
(23) 図書館のサービスエリアの人口に占める割合(利用者登録率)について	図書館ごとの登録率は不明であるが、図書館利用登録者の全人口に占める割合は、単純計算で47.8%となる。	図書館ごとの登録率は不明であるが、図書館登録者の全人口に占める割合は、単純計算で11.0%となる。	いくつかの個別の図書館で登録者数の報告があるが、全国の登録者数は不明である。全体の傾向把握するものとしては利用率があり、UK全体で年間1人あたり5.4回来館し、貸出回数は0.3回となっている。	DBSでは利用登録率の数値はないが、連邦全体で見ると、サービス対象人口(75,012,490人)に対して、来館者数(延べ102,697,346人)は136.9%、貸出者数(延べ8,821,468人)は11.8%である。	サービスエリアの人口規模別に割合を見てみると、100万人以上図書館では平均36.2%であるが、100万人未満のところでは、登録者率は約50%ある。サービスエリアの人口が少なくなるほど登録率が上がり、5万人未満の地域では60%を越えている。
(24) 利用者の年齢・性別・利用目的などの内訳について	女性が登録者の55~60%を占めている。年齢別では、児童生徒や大学生が60%を超え、若年層の利用者が多い。イタリアでは読書をする人が少なく、本を読まない人は人口の62%に及ぶとの調査結果もある。社会的カテゴリーの不均等さも如実に現れている。	内訳のデータは公開されていない。	利用目的についての全国データはないが、分かっている範囲での傾向としては、図書の貸出、返却・更新が41~90%(ほとんどの館が70%以上)の間の値で最も多い。次に多いのが、ブラウジングで2~42%(ほとんどの館が30%以上)の値となっている。このほか、新聞・雑誌の閲覧、何かを見つけるなどが1~2割で比較的多い。	個々の図書館の中でアンケート調査等をしていることは多いが、基本的に内訳等の結果は内部資料で公開されないため把握できない。	利用者の年齢や性別等についての全体的な統計は見られない。例としてオレゴンTigard公共図書館登録者の年齢に対する調査では、18歳以下が9%、19~25歳が8%、26~40歳が26%、41~60歳が39%、60歳以上が16%となっている。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(21) 人件費・図書購入費・建物設備維持費の3つの年間支出の割合について	都市部の大型公共図書館の場合、人権費に予算の65%、図書館資料の購入に13%、それ以外の支出に22%を費やしている。そして、資料費の67%を書籍の購入にあて、12%を視聴覚資料に、10%を定期刊行物に、7%を電子資料費に、2%をその他の資料に充てている。	全国公共図書館の総経費9,849,572千ルーブルのうち、図書購入費は1,010,683千ルーブル(10.3%)、人件費は4,561,491千ルーブル(46.3%)、図書館設備の購入費は328,502千ルーブル(3.3%)、建物設備維持費は570,160千ルーブル(5.8%)であった。	公共図書館の総経費117,290万元のうち、図書購入費は30,473万元で、26.0%を占める(1999年)。人件費の占める割合は1994年全国県クラス以上の総計費データで45.6%となっている。	2002年データで、公共図書館の運営予算の総額300,714,801千ウォンのうち、人件費は133,961,253千ウォン(44.5%)、資料購入費39,693,377千ウォン(13.2%)、その他127,060,171千ウォン(42.3%)である。段階別には不明。	市区町村の図書館の総経費は1,910億8,400万円(2001年度決算の推定)で、うち資料費は314億7,420万円(16.5%)、人件費は958億4,600万円(50.2%)、その他637億6,380万円(33.3%)である。建物設備維持費は「その他」に入るが詳細は不明である。また「その他」ではコンピュータ関連経費の比率が高いと思われる。
(22) 公共図書館の年間利用者総数について	来館者数については、2003年のカナダ公共図書館統計によれば、都市部の65の大型図書館来館者数が95,541,600人(1館当たり1,469,871人)となっている。また、世界の図書館データを集めているウェブサイト「リブアイコン」は、年間の来館者数を128,468,918人としている。便宜上の計算では1館当たり139,489人である。一方、登録者については、2002年のカナダ図書館協会のイノベーション戦略に関するタスクフォースで、カナダには2,100万人の図書館登録者がいるとしている。(1館当たり22,801人)	来館者数は、全国の公共図書館で463,460,200人(1館当たり9,504人)、このうち連邦の図書館と構成主体レベルの中央公共図書館は40,691,900人(1館当たり39,622人)、市町村レベルの公共図書館は422,768,300人(1館当たり8,856人)である。市町村レベルのうち、さらに町村部の公共図書館は191,805,900人(1館当たり5,094人)である。一方、登録者数は、全国の公共図書館で56,519,100人(1館当たり1,159人)、このうち連邦の図書館と構成主体レベルの中央公共図書館は6,096,300人(1館当たり5,936人)、市町村レベルの公共図書館は50,422,800人(1館当たり1,056人)である。市町村レベルのうち、さらに町村部の公共図書館は19,991,500人(1館当たり531人)である。	2000年公共図書館の年間利用者総数は1.89億人(全国の総人口の15%)、1館当たり68,300人である。図書館登録者は1998年のデータで5,820,000人(1館当たり2,103人)となっている。	2003年データで、462カ所ある公共図書館の年間総利用者数は97,606,246人で、1館当たり211,269人となっている。登録者数は不明である。図書館の利用者数は1970年度まではそれほど多くなかったが、1980年代から急増した。1人当たり利用回数を地域別にみると、大田広域市(6.7回)、済州道(6.3回)、全羅北道(5.8回)、大邱広域市(4.7回)、ソウル特別市(4.6回)と京畿地方の利用が多い。1990年代に入ってから政府の支援もあって蔵書数、増加冊数、職員数、予算などは、利用者数の増加に見合っ	入館者統計を取っている館のみの2002年度実績であるが、都道府県立図書館の来館者数は1館平均30万人で、政令指定都市立図書館は1館平均33万人、市立図書館は15万人、町村立図書館は5万人である。登録者数は都道府県立図書館1館平均4万人、市区立図書館は2万人、町村立図書館は6千人となっている。上記来館者統計から人口当りの年間来館回数を推定すると、都道府県立図書館0.1回、町村3.5回、市2.2回、政令指定都市1.9回、特別区4.2回となる。
(23) 図書館のサービスエリアの人口に占める割合(利用者登録率)について	2002年カナダ公共図書館統計報告によると、都市部の大型図書館に関して登録者は人口の53%としている。	全国の公共図書館のサービスエリアの人口に占める利用者登録率は3.9%、町村部の公立図書館の利用者登録率は5.2%である。	図書館利用登録者の全人口に占める割合は、単純計算で0.47%である。	詳細は不明である。	図書館利用登録者の全人口に占める割合は33.5%である。自治体によって登録者の範囲、登録の有効期限など統計の取り方がまちまちなので、自治体ごとの比較は困難である。
(24) 利用者の年齢・性別・利用目的などの内訳について	詳細は不明である。	14歳以下の登録者数は、全部の登録者数の32.3%を占める。その他については詳細不明である。	通常、学生の夏休み期間7～8月が図書館利用の繁忙期で、夏休みが終わる9月から利用者数が減っていく。利用者のほとんどが年配の人あるいは資料を調べる学者及び研究者である。	詳細は不明である。	利用者の年齢、性別、利用目的については、各図書館の年次報告書により把握できる箇所もあるが、悉皆調査はない。日本図書館協会が2003年に実施した調査(16歳以上を対象)では、男性39.9%、女性58.9%、年代別には10代3.0%、20代14.1%、30代24.0%、40代17.1%、50代23.6%、60代12.2%、70代4.9%となっている。



調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(25) 夜間開館及び開館時間数について	詳細なデータはないが、平日は9～12時、14～19時の開館が一般的である。夜間開館はごくわずか。日曜日は休館が原則で、土曜日は半日開館のところが多い。週30～40時間というのが相場である。IFLAでは週40～60時間の開館を理想としているが、このレベルに達している図書館は少ない。	市町村立図書館に関する調査(1999年)では、2,787館の1週間での総開館時間平均は19時間8分。平均開館日数は4.3日。1995年の2,315館対象調査では、55館が日曜開館を行っており、その大半は1万人以下の自治体であった。週7日開館は11.3%、全体の半数は週5日開館であった。	UK全体で週に60時間以上開館している図書館は0.9%であり、45時間から59時間開館している図書館は17.9%、30時間から44時間開館している図書館は35.9%、10時間から29時間開館している図書館は4.6%である。近くに図書館がない地域の代替的な役割を担うBMは664台あり、その平均サービス時間は週22時間である。	ドイツの公共図書館は、概して日曜日を休館日としている。これが割合としては最も多い。70時間以上開館している館は1.2%。州立図書館では、10州が17時以降も開館。土日開館は11州で実施されている。	22%の図書館が、開館時間を週あたり40～49時間としている。これが割合としては最も多い。70時間以上開館している館は1.2%。州立図書館では、10州が17時以降も開館。土日開館は11州で実施されている。
(26) 各段階の公共図書館の蔵書数の規模について	1999年データで蔵書総数56,959,914冊(1館当り9,493冊)となっている。規模をみると、ロンバルディア州の場合、3,000冊以上の蔵書があるのは1,162館のうち、62.2%の723館(1988年)、エミリア・ロマーニャ州では、450館のうち、20万冊以上を所蔵している所は1.8%の8館だけである(1982年)。カンパーニア州では138館のうち、5,000冊以上が21.6%、52%が2,000冊以下となっている(1987年)。	市町村立図書館は、1999年調べで96,170,520冊(パリを除く2,552の図書館:1館当り37,684冊)。レコードやCDは1,084館で5,751,642枚、ビデオは924館878,195本。県立図書館は2003年調べで書籍23,693,722冊、レコードCDは89館で1,997,721枚、ビデオは66館で410,114本、CD-ROMは76館で50,450枚。規模別では、1万点未満が1,119館で42%、1万以上5万未満が1,093館で41%、5万以上10万未満が250館で10%、10万以上が190館で7%を占める。	UK全体の公共図書館の蔵書総数は116,073,634冊(1館当り27,835冊)である。中央図書館、分館、BMを含めた1館(台)当りの蔵書は24,192冊であり、AV資料やソフトウェアは1館当り1,733点である。また、大活字本は1館当り1,138冊である。	図書及び年次製本雑誌の所蔵は、教会立図書館等も含めた全国合計が104,274,343冊(1館当り9,852冊)で、うち地域行政府の5,788館で24,192冊であり、AV資料やソフトウェアは1館当り1,733点である。また、大活字本は1館当り1,138冊である。	全国の公共図書館9,129館における蔵書数は、図書資料767,055,000冊(1館当り84,024冊)、音楽資料34,259,000点、映像資料25,168,000点、逐次刊行物1,960,000点、電子資料2,324,000点である。規模別にみると、蔵書数10,000～25,000冊の図書館が31.6%を占め、最も高い。州立図書館では、図書資料22,599,850冊(1館当り164,962冊)、音楽資料181,974点、映像資料140,454点、逐次刊行物91,200点、政府資料29,517,365点となっている。
(27) 蔵書の内訳について	蔵書内訳のデータはない。「ユネスコ文化統計年鑑1999」の発行書籍分野別タイトル数のデータによると、総記3%、哲学4%、宗教5.8%、社会科学14.3%、言語学3%、自然科学3.9%、応用科学7.2%、芸術9.5%、文学38.9%、地理・歴史10.1%の比率となっている。	県立貸出図書館については1998年の統計で蔵書の47.9%が児童用の図書ということが分かっている。市町村立図書館については詳細なデータが存在しない。	UK全体の貸出用図書における成人用フィクション図書は36%、成人用ノンフィクション図書も36%、児童用図書は28%を占める。	詳細は不明である。	成人向け、児童向けといった内訳のわかる全国規模のデータは見られない。しかし、たとえば約290万人の人口を持つイリノイ州シカゴ市のシカゴ公共図書館では一般図書が63%、児童図書が37%となっている。
(28) 各段階の公共図書館別の蔵書の年間受け入れ冊数について	国全体では10,253,991冊(1館当り1,709冊)である。各段階別受け入れ数はわからないが、たとえばボローニャ州の市立図書館のデータでは、2003年に受け入れた26,535冊のうち、大人向けが21,588冊、子ども向けが4,947冊であった。媒体別では、図書が19,552冊、ビデオ2,947点、音楽CD2,988、定期刊行物758点、CD-ROM222点、地図68点であった。	市町村立は、書籍でパリを除く2,535館で5,343,314冊(1館当り2,108冊)、レコードやCDはパリを除く1,028館で521,071枚、ビデオなどは590館で131,024本、逐次刊行物は1996年調べで176,000冊。県立は書籍で1,354,000冊(1館当り13,816冊)、レコードCDなどは141,000枚。	UK全体の受入冊数11,018,993冊(タイトル数3,761,408)、1館当り約2,665冊である。雑誌・新聞は、全体で65,938タイトル(購入数111,877冊)を受け入れている。	毎年の具体的な受入冊数についての実態データは存在しない。1973年に学術協議会から、各公共図書館が毎年どのくらい購入すべきかの指針を提示している。これは先述の図書館の機能段階によって分けられた指針であるが、予算がそれを可能にしているかどうかは現実的には難しい場合も多い。	年間受け入れ冊数および蔵書の廃棄についての統計は見られないため、1999年から2001年の蔵書数を比較して推測すると、新設・増設の図書館を考慮するとしても、一人当たりの資料は大きく増加していないため、受け入れと廃棄が計画的におこなわれていると推測される。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(25) 夜間閉館及び閉館時間数について	詳細は不明である。	詳細は不明である。	通常のサラリーマンの勤務時間と同じで、8時30分～17時あるいは18時まで(土日曜日と同じ)。上海図書館は新館の開館にあたって「365日、毎日開館」というスローガンを打ち出した。「上海市公共図書館管理規則」によると、市図書館は週70時間以上、市と区(県)図書館は毎日(祝日を含む)開館しなければならない。上海図書館の実際の開館時間は70時間をはるかに超え、祝日も開館している。このように現在では、全国で週70時間以上開館したり、祝日に閉館している省や市の図書館も少なくない。	各図書館の開館時間をまとめた統計はない。韓国図書館協会韓国図書館基準では、開館時間について「公共図書館の資料室開館時間は図書館の規模、地域の規模と実情にふさわしいように調節する。週当たり最小開館時間は単一図書館、中央館(またはシステム本部)、大分館の場合で67時間、中分館で55時間、小分館で36時間(時間制は25時間)が望ましい。基礎自治団体以上の地域内に公共図書館(分館含む)が2館以上ある場合には各図書館の休館曜日を交えて、地域住民の利用上不便を最小化しなければならない」と明記している。	開館日数は増加、閉館時刻は延長の傾向にある。
(26) 各段階の公共図書館の蔵書数の規模について	北米の学術書誌ユーティリティであるOCLCによると、蔵書総数は90,300,000冊(1館当たり98,046冊)であり、世界の図書館データを収集するウェブサイト「リブリーコン」によれば、書籍と定期刊行物で75,032,608冊である。NCLSPIによれば、国立図書館の蔵書数は1,800万冊以上、州・準州立図書館の蔵書数は合計400万冊、893の公共図書館の蔵書数の合計は8,400万冊(1館当たり94,065冊)である(1999年)。広さと人口密度の違いからカナダの図書館の規模の違いは大きく、カナダ公共図書館統計によれば、都市部の大型公共図書館においては、蔵書総数が1,000万冊を超える、日本の国会図書館に迫る規模の館から約24万冊の館まであり、47倍の開きがある。	全国公共図書館の蔵書数は946,666,470点(1館当たり19,412点)である。このうち町村部の図書館は353,410,950冊(1館当たり9,386点)である。	全国の各図書館の蔵書冊数は3.95億冊で、1館当たり平均蔵書数12,800冊、人口1人当たり0.3冊である。内訳は、古典籍2,774万冊、図書2.7億冊、新聞雑誌5,483万冊、マイクロ製品1,362万件、視聴文献89万件、外国語書籍と雑誌2,195冊である。(1999年)蔵書数を段階別にみると、省クラスの公共図書館では1.23億冊、1館当たり342万冊。地区・市レベルの公共図書館では1.09億冊、1館当たり27万冊。県クラスの公共図書館では1.41億冊となっている。全国県クラスの公共図書館では6万冊以上の蔵書を持つ館が99.2%(2,311館)を占める。	2003年度公共図書館462館の蔵書総数(図書のみ)は30,970,151冊(1館当たり67,035冊)、貸出冊数は41,033,071冊(1館当たり88,816冊)である。蔵書数は1館平均6万冊あまりで、図書館蔵書の問題は図書館の数ほど深刻である。国民1人当たり公共図書館蔵書数は0.56冊で、これはOECD国家の平均2.8冊に比べ非常に遅れをとっていることがわかる(2001年)。	公共図書館の蔵書冊数の統計は、2003年4月現在、3億2,181万冊(1館当たり116,640冊)である。都道府県立図書館の場合、50万冊未満35.8%、50～100万冊61.2%、100万冊以上3.0%であり、50万から100万冊規模の図書館が過半数を占める。市町村立図書館の場合、5万冊未満31.0%、5～10万冊33.3%、10万～15万冊14.9%、15～20万冊6.2%、20～30万冊6.9%、30～50万冊4.3%、50～100万冊3.0%、100万冊以上0.3%であり、5～10万冊規模の図書館と5万冊規模の図書館がそれぞれ1/3程度ある。
(27) 蔵書の内訳について	ある州の70%の公共図書館では、予算の20%を児童用に充てているというデータがあり、また、カナダ公共図書館統計(2000年)でも、都市部の大型公共図書館は平均で資料費の約20%を児童用資料の費用に充てているというデータがある。成人用、児童用に関するこれ以上のデータは存在しない。公共図書館は一般的にデューイ十進分類法を用いているが、学術図書館では一般的に米国議会図書館分類表が用いられている。また、蔵書の十進法項目別の比率についてはデータがない。	全国公共図書館の蔵書数は、総数960,429,640点である。内訳は図書・雑誌が946,666,470冊(98.6%)、電子媒体は417,760点(0.0%)、Audio/Videoは13,345,410本(1.4%)である。このうち町村部の図書館の蔵書数は、総数353,777,310冊であり、内訳は図書・雑誌が353,410,950冊(99.9%)、電子媒体9,830点(0.0%)、Audio/Videoは356,530本(0.1%)であった。(2003年)。	詳細は不明である。	詳細は不明である。	蔵書内訳は児童書が7,244万9,002冊で蔵書総数の22.6%を占める。開架冊数は1億7,343万冊で蔵書の54.2%である。日本十進分類別内訳での多いジャンルは文学32.1%、社会科学11.5%、歴史8.1%、芸術8.1%である。
(28) 各段階の公共図書館別の蔵書の年間受け入れ冊数について	都市部の大型公共図書館は、975,788タイトル(4,024,549点)を2003年に受け入れた。1館当たり61,916点となる。これらの図書館の住民1人当たりの平均受け入れ冊数は2000年で0.26冊である。	全国公共図書館の年間受入冊数は、総数24,219,360点(1館当たり497点)である。内訳は、図書・雑誌が23,697,560冊(1館当たり486冊)、電子媒体は67,630点、Audio/Videoは454,170点である。全国公共図書館のうち、町村部の公共図書館の年間受け入れ冊数は総数8,360,650点(1館当たり222点)であり、うち図書・雑誌は8,340,260冊、電子媒体は5,400点、Audio/Videoは14,990点である。	県クラス以上の公共図書館の年間受入冊数は、820万冊(2001年)である。該当する図書館数がわからないため算出できないが、2,767館とすれば単純計算で2,964冊となる。1994年データでは全国544カ所の公共図書館で書籍購入費用がなく、新規に図書購入しなかった、という状況も報告されている。	2003年データで、462館ある公共図書館における図書の年間増加冊数は3,484,673冊であり、1館当たり7,543冊となっている。段階別の統計はない。	年間受入冊数は全部で1,983万冊で、その内訳は、都道府県立図書館138万冊(1館当たり2万1,841冊)、市区立図書館1,398万冊(1館当たり8,543冊)、町村立図書館447万冊(1館当たり4,334冊)である。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(29) 各段階の公共図書館別の蔵書廃棄の実態について	詳細は不明である。	詳細は不明である。	UK全体の公共図書館の蔵書廃棄数は13,029,360冊(1館当り3,125冊)である。またCD、ビデオ、DVD、カセット、CD-ROMなどのAV資料の廃棄数は1,295,307点である。図書館で不要になった廃棄対象資料に関しては、ブックセールといった名称で各図書館において安く販売されている。	公共図書館は学術図書館とは異なり資料を長期にわたって保存する機能を持っていないため、定期的に廃棄をおこなっている。廃棄については各館が個々に基準を持っている。経験的にみて、蔵書の年間約8%が選別され廃棄されている。廃棄の実数は公開されないのが普通で、廃棄処分された書籍が図書館古本市で住民に提供される場合にその数が公表される場合もあるといった程度である。	(28)参照。
(30) 各段階の公共図書館別のデータベース保有率、平均保有件数について	詳細は不明である。	詳細は不明である。	UKにおいては、データベースなどのソフトウェアについては、映画フィルム、ビデオ、DVD、レコード、CDなど、音楽・映像関係の媒体別所蔵数に、CD-ROM・ソフトウェア・DVDとして含まれており、データベース単独の数値については出されていない。	データベースパッケージの保有率や平均保有件数に関するデータは現在のところ存在しない。持っている図書館もあるが、持つべきだという規定はない。	電子媒体(CD-ROM、磁気ディスク等)は、9,129館の総数で232万4,000点であり、人口1,000人あたり8.5点である。
(31) 書籍・雑誌・CD・映像など媒体別の年間貸出数について	総数は、国立図書館1,081,269点、公共図書館257,961,734点(1館当り42,993冊)であった。ポーランドの市立図書館における2003年の年間貸出冊数は、大人向け322,247冊、児童書80,092冊、合計402,439冊であった。	市町村立図書館では、1999年調べで、書籍が2,682館で151,173,286冊(1館当り56,366冊)、レコードやCDなどが1,305館で22,544,476枚、ビデオなどは672館で6,252,989本。県立図書館は市町村図書館への支援が主な業務であることから詳細は不明である。	UK全体では23,975,000冊(1館当り5,749冊)である。地方別の内訳は、イングランド地方20,119,000冊、ウェールズ地方1,161,000冊、スコットランド地方2,156,000冊、北部アイルランド539,000冊である。	図書および年次製本雑誌の年間貸出数は全国で218,410,626冊(1館当り20,636冊)、このうち地域行政府立の図書館で185,458,492冊(1館当り32,042冊)、さらに市町村立図書館では169,682,733冊(1館当り34,066冊)となっている。逐次刊行物(未製本単体)の年間貸出数は全国で13,130,325冊(1館当り1,241冊)であった。	図書資料貸出総数は1,789,927,000冊(1館当り196,070冊)であり、国民一人当たりの年間貸出冊数は6.53冊。
(32) 映画フィルム、DVD、CDなどの媒体別の所蔵・貸出状況について	AV資料の所蔵点数は1,251,644点であるが貸出数の統計はない。ポーランドの市立図書館の所蔵数は、ビデオ9,771点、音楽CD 14,147点、CD-ROM 1,768点であり、貸出数は、ビデオ 232,517点、音楽CD 292,945点、CD-ROM 7,912点である。	(26)(31)を参照。	UK全体のAV資料の所蔵点数は8,317,000点である。内訳は、音楽資料3,141,000点、録音図書2,289,000点、ビデオ1,890,000本、マルチメディア・オープンリーニングバック75,000点、CD-ROM・ソフトウェア・DVD等229,000点、レファレンス資料96,000点、保存用資料597,000点となっている。貸出数は2,023,327点であり、内訳は音楽資料695,652点、録音図書791,915点、ビデオ456,304本、マルチメディア・オープンリーニングバック19,283点、CD-ROM・ソフトウェア・DVD等60,173点である。	全国で、視聴覚メディアの所蔵は10,360,571点(1館当り979点)、貸出は67,069,085点(1館当り6,337点)である。	音楽資料、映像資料の所蔵数については(26)参照。貸出数は不明である。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(29) 各段階の公共図書館別の蔵書廃棄の実態について	詳細は不明である。	詳細は不明である。	詳細は不明である。	廃棄に関する統計調査は行なわれていないが、図書館及び読書振興法施行令では、図書館資料の除籍及び廃棄は「年間図書館または文庫の全体蔵書の100分の3以内にするが、当該年度収入蔵書量の100分の50を超過できない」とその規定している。しかし、これは不足な図書館蔵書を確保することを最優先の課題にした規定である。	年間廃棄冊数は、全部で832万冊、うち都道府県立図書館は42万冊で1館当たり6,667冊、市区町村立図書館は790万冊で1館当たり2,961冊である。
(30) 各段階の公共図書館別のデータベース保有率、平均保有件数について	カナダ公共図書館統計報告(2003)による大都市の公共図書館41館への調査によると、電子データベースの数は1館あたり49、このうち32が館内で用いられ、17が館外からもアクセス可能だった。館内設備からの使用は1館当たり7,408回、外部からは1館当たり44,193回であった。	ロシア全体の情報図書館ネットワーク「LIBNET」の計画が進んでいる。全国の公共図書館の書誌データベースに含まれるレコードの総体(総容量)は60,392,000冊である。また、電子版目録(OPAC)の総容量は33,635,000冊となっている。	詳細は不明である。	国立中央図書館では、文献情報データベースを、国家資料総合目録で2,000,000件構築している。また、公共図書館のデジタル資料室構築事業と関連して、公共図書館標準管理システム(KOLAS II : 現在127館に普及)および国家資料共同目録システム(KOLIS-NET : 現在101館に普及)がある。	CD-ROM等の電子資料は、調査対象1,656館のうち321館、19.4%が収集している。都道府県の場合38件で80.9%、市では197件で29.5%、町村立では86件で9.1%しか収集していないことがわかる。CD-ROM所蔵数は計4万枚(日本図書館協会調べ)であった。
(31) 書籍・雑誌・CD・映像など媒体別の年間貸出数について	NCLSPのレポートによると、州、準州立図書館により年間44,000点が貸し出され、公共図書館により平均で265,000点が貸し出され、合計の貸出数は2億4,200万点に達した。大都市の公共図書館の貸出点数は、最大がトロント公共図書館の約2,500万点、最小の図書館約82万点の31倍であった。住民1人当たりの貸出数は10.27点、登録者ごとの貸出数は20.04点だった。	全国の公立図書館の貸出総数(2003年)は1,277,215,940点(1館当たり26,190点)で、図書・雑誌は1,264,448,010冊(1館当たり25,928冊)、電子媒体は1,486,550点、Audio/Videoは11,281,380本である。町村部の公立図書館の貸出数は、総数455,263,810点(1館当たり12,091点)で、図書・雑誌が454,932,960冊、電子媒体が18,440点、Audio/Videoが312,410本となっている。	公共図書館の帯出者数9,600万人、貸出冊数1,69億冊(1館当たり61,000冊)である。このうち省クラス公共図書館では帯出者数746万人、貸出冊数1,508万冊、区・市クラス公共図書館では帯出者数3,109万人、貸出冊数5,922万冊、県クラス公共図書館では帯出者数5,673万人、貸出冊数9,266万冊である(2000年)。	2003年度における書籍の年間貸出数は、41,033,071冊(1館当たり88,816冊)である。書籍以外の貸出数は不明である。	総数は5億7,043万点で、都道府県1,628万点(1館当たり26万点)、市区立4億6,689万点(1館当たり29万点)、町村立1億9,727万冊(1館当たり9万点)である。それを媒体別に見ると、図書・雑誌 5億3,147万、ビデオ 1,702万、LD27万、DVD22万、カセットテープ114万、CD2,076万、レコード1万5千、ROM2万6千、マイクロ写真3千である。
(32) 映画フィルム、DVD、CDなどの媒体別の所蔵・貸出状況について	詳細は不明である。	音楽・映像関係の媒体の所蔵数(2003年)は総数が13,345,410本(1館当たり274本)であり、うち町村部の公立図書館が356,530本(1館当たり9本)所蔵している。貸出媒体数は11,281,380本(1館当たり231本)であり、うち町村部の公立図書館は312,410本(1館当たり8本)である。	全国的なデータはないが、上海図書館は1969年にレコード部門を設置して以来、すでに15万枚を所蔵し、国内最大のレコード図書館となった。国際的な珍品も少なくなく、リール式録音記録も2点所蔵している。さらに上海図書館は新しい視覚媒体、例えばCD、VCD、LD、DVD、及び国際的にも有名な音楽や演劇、更に賞を獲得した映画などの収集に力を入れている。新館D区の視聴覚部門に視聴覚室を2室設けて、それぞれ放映室、音楽鑑賞室としている。	地域別蔵書数統計において、視聴覚資料は1,197,640点、1館当たり2,592点となっている。1館当たりの視聴覚資料所蔵数をもっとも多い地域は大邱広域市、もっとも少ない地域は全羅北道である。媒体別所蔵数や媒体別貸出数などはわからない。	視聴覚資料の所蔵状況は、1館当たりビデオ801本、LD113枚、DVD26枚、カセットテープ344本、CD1,517枚、レコード154枚、マイクロ写真234枚である。その貸出状況は、ビデオ6,223本、LD99枚、DVD80枚、カセットテープ417本、CD7,590枚、レコード5枚、マイクロ写真1枚である。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(33) 図書館サービスに関する情報提供の方法について	トスカナ州の調査では、810ヶ所の図書館のうち、38%にあたる310ヶ所がウェブサイトを開設しており、270ヶ所が電子メールアドレスを持っている。	2003年調べで県立図書館では、98館中94館がメールアドレスを公表しており、パソコン導入は92館(総数2,437台)、うち22館はミニテルで、10館はウェブでオンラインカタログにアクセス可能。	UKでは公共図書館の情報発信は比較的さかんに行われており、ウェブを活用した情報発信も多い。The UK Public Libraries Pageは200余の図書館設置団体のwebサイトへのリンクがある。例えばウェールズ地方のコンウィの図書館設置団体のサイトでは、サービス提供内容、閉館日・閉館時間、ウェールズ語と英語の利用案内、図書館利用登録案内、Web-OPAC、貸出更新、資料のリクエスト、コンピュータ利用案内等が掲載されている。またスコットランド地方のオークニーの図書館は、2台のBMが図書館のない地域に向けサービスを提供しているが、天候に左右されるため、毎月～金の7時半～8時にBBCラジオでBMスケジュールを流している。	多くの公共図書館がウェブサイトを開設している。	アメリカの図書館リスト上のほとんどの図書館でURLが記載されているため、ウェブサイトを開設しているとみられる。
(34) インターネット等外部からの蔵書の有無、閲覧・貸出状況の確認について	ウェブサイトを持っている図書館では、Web-OPACも公開されている。ただ、貸出状況を確認できるものは少ない。調査した中で貸出状況の確認ができたのは、西ミラノのOPACのみで、単に「貸出中」と表示されるのではなく、貸出した日付が記載されていた。	文化通信省図書・読書局による1998年の報告書によれば、市町村立図書館235館で自宅にいながらミニテルを用いて目録の閲覧が可能で、そのうち41の図書館で蔵書の予約ができる。インターネット経由では14の市町村立図書館で目録の閲覧が可能である。県立貸出図書館では29館でミニテルによる目録の閲覧が可能で、うち11館で蔵書の予約ができる。インターネット経由で目録の閲覧が可能なのは1館だけである。	館外からの蔵書情報の確認については、基本的にWeb-OPACで行うことができる。UK全体で、Web-OPACを提供している館は3,033館で、これは全体の73%となっている。例えば、イングランド地方のベトフォードシャーとルートンでは、番号とパスワードを入力すれば、貸出し資料の更新、図書館からの伝言、資料の取り置き等を確認することができる。	ヴュルテンブルク州立図書館やバイエルン州立図書館などで見られるように、大規模な図書館ではウェブ上でも在庫確認や予約が可能で状況である。しかし、規模が小さい図書館では、サイトが公開されていたとしても、アクセスや閉館日時が載っているだけの場合も多く、蔵書の有無や貸出に関連する確認はウェブ上では難しい。携帯電話を通じての確認は今回調査では確認できなかった。一般的に蔵書検索のための携帯専用サイトなどは存在しない。	ほとんどの図書館でWeb-OPACを公開しており、図書館外からの検索が可能となっている。
(35) 地域情報の収集の状況について	自治体の独立性が高い分、地域情報の収集は盛んである。新聞切抜きはもちろんであるが、その地域の歴史に関する本も多く所蔵されているほか、ホームページで図書館の歴史を詳しく解説している。	地域資料については、図書館の設立時から歴史的資料の収集はおこなわれている。文化通信省の1999年提言により、人口1万人未満の地域でのネットワーク化の経済支援が決まっている。	UK全体の状況についての情報は少ないが、個々に地域情報データベースがある。例えば、イングランド地方のイナナー・ロンドンのカムデン図書館では、地域情報データベースとしてシンデックス(ロンドン地域カムデン地域情報システム)サービスを提供している。	地域情報の記事のクリッピングや地域紹介TV番組の録画などは、公共図書館の仕事としては認識されていない。録画データは著作権の問題もあり、それぞれのTV局の資料室にある。また州立図書館は、以前から「地域保存図書館」の機能を特徴づけられており、地誌的文献の網羅的な収集保存が求められている。	アメリカの図書館リストによれば、特別コレクションとして当該地域に関する資料を収集しているところがある。
(36) 地域内の大学等の諸機関との連携について	トリノをはじめとする大学の図書館は、市民が利用でき、公共図書館として位置付けられている(トリノ大学は国立図書館に分類される)。	1998年調査で、90の市町村立図書館が58の提携に加入。他の市町村立図書館、市町村内の資料保存サービス部署、大学図書館、高等教育機関が相手で、共同購入が16館、目録の共同化が63館、相互貸借のための目録閲覧29館、相互貸借無し目録閲覧58館、ネット上の共同目録8館となっている。	公共図書館と大学との連携は、イングランド東部等に事例がある。このほか、ウェストミッドランドでは、イングランド地方の14の図書館設置団体と11の高等教育機関が、図書館情報サービスを共に提供している。この取り組みでは、電子コンテンツの開発・配布、公共図書館における読書推進などの事業が進められている。	各地域に独自の建物とスタッフを持つ地域図書館(Landesbibliothek)があり、地域の複数の公共図書館の協力を得て、地域の文献・地誌を収集するグループ活動を行っている。19世紀初頭に各地域の教会の修道院図書館が解体され、その資料を土台にして地域資料が構築された。	全体のまとまった資料は見られない。例としては、図書館システム法が制定されたイリノイ州で、他館種図書館との協力計画が開始されている。それによれば、州立図書館は、公共図書館システムに対して、大学図書館、専門図書館、学校図書館の公共図書館システムへの参加を要請するように奨励し、多くの図書館が公共図書館システムに参加した。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(33) 図書館サービスに関する情報提供の方法について	大部分のカナダの図書館はウェブサイトを持っている。自治体広報紙は一般的ではないものの、いくつかの図書館では、月間のプログラムやサービス、購入について記載した定期的な広報紙を発行している。図書館のイベント情報などは、新聞やテレビなどのマスメディアによっても宣伝される。	図書館サービスに関する情報提供の方法としては、ウェブサイトの開設、公共広報紙、機関誌パンフレットなどがある。	詳細は不明である。	1990年代後半からの国家電子図書館の構築、2000年「図書館情報化推進総合計画」による公共図書館「デジタル図書室」構築事業(2001～03)、国立デジタル図書館の設立計画(2008年完成予定)などにより進められている。	従来のような自治体広報紙や、図書館が発行する機関誌・パンフレットとうに加えて、近年はインターネットの普及にともない、ウェブサイトを開設する図書館が増えている。ウェブサイトを開設している公立図書館は2002年文部科学省調べで、都道府県立85.9%、市区立42.0%、町村立25.5%である。
(34) インターネット等外部からの蔵書の有無、閲覧・貸出状況の確認について	利用者はインターネットを使って大多数の図書館の蔵書を検索できる。オンライン上の目録(少なくとも実質上は共同になっている目録)がすべての州、準州に存在するが、サーチエンジンの状態は様々である。カナダ国立図書館・公文書館では、AMICUSという1,300のカナダの図書館の共同の目録も提供している。なお、携帯電話は一般的にネットに接続していないので、携帯電話による検索サービスは存在しない。	詳細は不明である。	中国国家図書館など規模の大きい公共図書館は、蔵書の有無、閲覧貸出し可能性の有無の確認がインターネットからできる。(携帯電話からはできない。)	1999年時点で、公共図書館のインターネット接続率は70.9%、インターネットサービス提供率は50.4%である。ただし、蔵書の有無、閲覧・貸出状況の確認が、外部からどの程度までできるかについては不明である。	図書館設置自治体のうち、ウェブによる所蔵資料検索ができるのは県立の場合76.6%である。横断検索すなわち都道府県内総合目録があるのは27.4%である。ウェブによる予約ができるのは県立では8.5%である。公共図書館全体で、携帯電話による検索は11.9%、携帯電話による予約は5.7%となっている。
(35) 地域情報の収集の状況について	各図書館によってまちまちであるが、カナダの多くの図書館でコミュニティ情報(医療や政府関連の情報など)が集められ、ニーズに応じてコミュニティ内に住む人々に提供されている。地域イベントのパンフレットは図書館で作成されている。加えて多くのコミュニティにウェブサイトがある。	「ロシアの文化」計画の一部分である。情報図書館ネットワークLIBNETの構築計画において、ロシア連邦の民族書誌学的情報システムの構築が計画されている。連邦構成主体の共和国、州、地方の図書館が主導して、統一基準に基づき書誌記録を整備するというものである。	詳細は不明である。	個別図書館で実施しているところもあるが統計は存在しない。	公立図書館において、その図書館を設置している自治体の地域情報の収集はかねてから行われている。新聞切抜きはその原初的な業務である。基礎的資料である自治体の行政資料を図書館に送付することを規定化しているところも増えている。ローカルテレビ局のある自治体で、その録画資料の収集をしているという例もある。
(36) 地域内の大学等の諸機関との連携について	公共図書館と他の公共図書館、大学、新聞社との協力事例は多数ある。大学図書館からの資料の貸出を公共図書館の利用者に認める共通図書館カードの作成も進行中である。	詳細は不明である。	詳細は不明である。	図書館協力網は、図書館間の協力活動を増大させ図書館サービスの発展をはかるためのものである。現在の図書館協力網は、国立中央図書館を中心とする公共図書館協力網と、大学図書館を中心とする図書館協力体制、分野別の専門図書館協力網などが部分的に構築運営されている。これ以外にも近年、公共図書館と文庫を連携する地域協力網が構築されつつある。大学図書館や専門図書館の場合、こうした協力網は必要によって自発的に構成されたという特徴があるため、協力網活動も非常に活発に成り立っており、効果的な制度として活用されている。しかし、公共図書館協力網の場合は、各図書館における必要性からというより、公共図書館に対する指導など政策的必要性によって構築されたという点で違いがある。	地域内の機関や団体からの資料の寄贈等を求めることは多い。大学図書館との連携の協定を結ぶところも増えている。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(37) 障害者向けの図書館サービスの全国的なシステムや媒体の整備状況について	いくつかの図書館は視覚障害者専用のスペースを持っている。視覚障害者セクションでテキスト作成や点字の本の収集をしている図書館がある。地域の録音図書協会がカセット本の貸し出しを行う事例もある。	2004年予算(10万ユーロ)で、視覚障害者への支援団体が設置され、翻訳やデジタル化が進んだ。また視覚障害者の若者向けの図書製作にも15万ユーロがあてられている。1998年調査では、21館が障害者の読書を助ける設備を備えていることがわかった。2003年度県立図書館調査では、非識字者へのサービスが15館、視覚障害者へのサービスが6館あった。	2000年4月から、英国視覚障害者図書館と王立英国視覚障害者支援協会が協同して、視覚障害者へのサービスの改善を図っている。UK全体の障害者向け大活字本の所蔵冊数は、5,460,358冊である。(32)に挙げた録音図書2,289,000点も障害者向けの資料として整備されているもののひとつである。	大規模な公共図書館は担当部署を持つが、そのような図書館はドイツ全体で12館程度である。ライプツィヒのドイツ視覚障害者中央図書館は、1998年には点字による40,500冊の蔵書と138,000巻のテープを所有していた。年間利用として約45,000の貸出メディア件数を示している。	州レベルで行われているサービス窓口137カ所のうち、視覚および身体障害者へのサービスは57カ所である。連邦議会図書館では、身体障害者のための全米図書館サービスを実施しており、身体障害者用の資料(点字図書、本・雑誌を録音したテープやレコード等)を作成して、全米の公共図書館に配布し貸出に供しているほか、サイト上でのサービスの情報提供を行っている。
(38) 在留外国人の母語に対応した図書の整備状況について	国立中央図書館はイギリスとの国際相互貸借を行っている。費用は郵送料のみで、国際返信用切手で支払う。	外国人サービスは充実している。移民が多いため、図書館政策として旧植民地のアフリカ諸国での図書館建設なども積極的に行われている。	外国人向けの資料についての統計的なデータはないが、移民の多いUKでは、大きな公共図書館で比較的多様な言語の資料を揃えている。例えば、マンチェスター図書館においては、30言語以上で書かれた7,500冊以上の図書と70カ国からのカセット、CDビデオ等の資料が用意されている。	ドイツの公共図書館は、1970年代から外国人労働者を対象とする多文化サービスをはじめている。現在では、外国人労働者の2世や3世、東欧などからの難民、ドイツへの転勤者や留学生など、外国人の立場が多様になり、それに伴いニーズも多様化している。国内経済の不景気のためもあり、外国人に対する敵対意識が強まっているが、シュトゥットガルト市立図書館やニュルンベルク市立図書館など、外国人サービスに積極的に取り組んでいるところもある。	多文化サービスは、納税者である在住外国人の正当な権利として取り組まれている。また、図書館の多文化サービスは、マイノリティ住民のためだけのサービスではなく、マイノリティ、マジョリティ双方が共生する地域社会において相互理解を促進するために図書館は住民を支援する、という理念が根底にある。例えばオークランド市では、各マイノリティ集団の集住地域に応じて、ヒスパニック住民対象のラテンアメリカ分館や、アジア系対象のアジア分館などを設けている。こうした場所は、図書館以外の機関に対するエスニック・リソース・センターの役割を果たしている。
(39) 子どもの読書活動の振興や読書指導の状況について	多くの図書館に児童専用セクションがあり、児童専用図書館もある。これらの図書館では、壁が鮮やかな色で塗られ、開架で配列されるなど、子どものための工夫がなされている。ただし、読み聞かせや読書指導に関する記述は見当たらなかった。	2003年調べで県立図書館のうち60館は小学校への貸出をおこなっている。うち36館は50校以上へのサービスを実現させている。中学校に対しては42館がおこない、うち10館は15校以上へのサービス、また58館において小学校入学前の幼児へのサービスをおこなっている。公共情報図書館(BPI)においては、子ども向けのアニメーションの舞台として地下の子ども劇場があり、毎週水曜日午後子ども向け映画を上映している。	UKでは、1988年の教育改革法によって全国共通カリキュラムが導入され、リテラシーの水準を向上させることに力が注がれてきた。その一環として、児童に文字を覚えてもらうなどの目的で、メッセージを添え、絵本をプレゼントする「ブック・スタート」が1992年にバーミンガムにおいて開始された。その後の1996年以降、読書指導に重点を置いた政策がとられ、各地方の多くの図書館において読書活動が展開されている。	CD-ROMなどのマルチメディア資料を積極的に備え付けるなど、様々な方法を通じて、子どもが本に親しむ機会を設けている。既に以前からドイツの公共図書館では6歳以下の児童のための絵本が正当な位置を占め、入学前の児童の読書奨励が図られている。図書館でのおはなし会や読み聞かせはさかんに行われており、そのほか、子どもに絵本を読み聞かせて絵本のストーリーを作ってもらうなど、本へのかかわりの場を提供する学校プログラムというワークショップを開いている事例や、テーマに沿った資料(本、CD、ビデオ、地図、観察道具等)を大型のトラックに詰め込みトラックごと学校に貸し出すトラック図書館(Bibliothek im Koffer)というユニークな試みがある。	児童資料の貸出は6億5,390万件ある。児童プログラムへの参加者数は延べ5,180万人であり、全国1,500館の調査ではほとんどの図書館で規模の大小にかかわらず実施していることがわかる。読書会、ストーリーテリングなど伝統的な児童サービスに加えて、インターネット・アクセス研修や、ホームワーク支援、自宅学習児童へのサービス、乳幼児へのサービス、家族・両親へのサービスもある。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(37) 障害者向けの図書館サービスの全国的なシステムや媒体の整備状況について	<p>視覚障害者の人々へサービスを提供する全国的な慈善活動機関が、点字図書および録音図書を中心とするカナダ最大の資料を所有し、個人や組織に提供している。このCNIBコレクションは、DAISY電子録音図書、録音図書、ブレイク点字本、印刷されたブレイク点字本、音楽、雑誌、ビデオ、映画、電子資料を含んでいる。</p> <p>一方、連邦レベルでは、視覚障害者のための情報アクセス特別対策本部を2000年に創設し、情報アクセスを提供する公共政策のフレームワークが展開されている。</p>	<p>視覚障害者のための図書館は2003年現在、72館ある。いずれも連邦構成主体レベルの図書館である。年間来館者数は1,878,100人、蔵書冊数は7,780,900点、貸出数は10,276,910点、図書館総経費は151,040,000ルーブルとなっている。</p>	<p>1998年2月28日の『文匯報』によれば、遼寧省図書館で音声サービス・ネットワークが完成した。これは図書館と省の障害者連合会が1995年に視覚障害者読書サービスセンターを設立したのを受けて始まったもの。同ネットワークは視覚障害者用の音声資料1,000点を用意し、全国14カ所のネットワーク参加館に発送した。</p> <p>上海図書館は図書館員と障害者を組にして(現在では5組)、一対一で図書を自宅へ届けたり、求められた質問へのサービスなどをを行い、さらに、市や区の障害者グループと共同で座談会や報告会を開くなど、文化的な障害者援助サービスを展開している。</p>	<p>1977年に特殊教育振興法の中に点字図書館設置根拠条項が規定され、1991年には保健福祉部の障害者地域社会リハビリ施設として特殊図書館と点字書及び録音図書出版施設設置条項が整備された。その結果、点字図書館及び福祉館点字図書室、公共図書館障害者閲覧室などを総合して約86カ所で障害者関連図書館サービスが提供されている。</p> <p>図書館および読書振興法では、点字図書館の資料基準を、録音テープ500点以上、蔵書は1,500巻以上、点字タイプライターや音声録音のための器具などを揃えると規定している。</p> <p>文化観光部と保健福祉部の調査によれば、点字図書が最も多いのは韓国点字図書館(担当職員も多く35人)であり、録音図書の最も多いのは韓国視聴覚障害者福祉財団点字図書室(担当職員2人)である。</p>	<p>障害者サービスを実施している館は全国で1,712館で(62.6%)、そのサービス形態は多様であり、一律な数値での把握は難しい。1998年の調査によれば、対面朗読487館(28.4%)、郵送貸出587館(34.3%)、宅配421館(24.6%)が実施されている。また、所蔵資料数はそれぞれ所蔵館1館当り、録音図書1,330冊、録音雑誌225タイトル、点字図書574冊、点字雑誌122タイトル、点字FD43タイトル、点字絵本15冊、大活字本355冊、拡大写本218冊、さわる絵本・布の絵本22冊、字幕手話入りビデオ64巻である。</p> <p>障害者用資料の製作、その相互貸借は事実上ネットワーク化が図られている。国立国会図書館では、そのための情報提供及び総合目録の蓄積を行っている。</p>
(38) 在留外国人の母語に対応した図書の配備状況について	<p>国立公文書館と併合する前の国立図書館には、32言語による44万点の図書が備えられていた。1994年からはその指導で、中小規模の公共図書館も、多文化資料を備え、活用をはかる努力がはじめられたが、多文化資料の書誌管理は困難で費用もかかるため続いていない。</p> <p>ただし、移民のおよそ半分が住むトロントの公共図書館は例外で、かなり多数の中国語の資料を取り揃えており、所蔵目録を作成している。そのほか多文化資料も揃えている。</p>	<p>詳細は不明である。</p>	<p>外国人対応は意識されており、実際に外国人向けの図書が配備されている。</p>	<p>多文化サービスについての調査はほとんど行われていない。こういったサービスは公共図書館でほとんど行われていないと思われる。</p>	<p>在日外国人の急激な増加により、外国語書の要求や利用が増えている。しかし日本に生活する外国人の母語の資料はなかなか輸入されず、その収集は極めて困難となっている。さらにその2世、3世のための親の母語の児童書は少ない。日本図書館協会が1998年に調査した結果によれば、外国語書を500冊以上所蔵している図書館は353館で15.5%に過ぎない。</p> <p>雑誌や新聞の所蔵についても、英語は3割近くから4割近い図書館が所蔵しているが、他の言語は1%未満から数パーセントの状態である。</p>
(39) 子どもの読書活動の振興や読書指導の状況について	<p>1975年、国立図書館は「児童およびヤングアダルトの文学への関心の向上とともにこの領域での資源の構築、助言、書誌作成、レファレンスサービス」を実施するために児童文学のセクションを設けた。収集の重点は、カナダで書かれ、描かれ、出版された図書といった、カナダについての図書である。図書の多くは法定の保証金の支払いを通じて入手したものであるが、いくつかは購入もしくは寄贈されたものである。</p> <p>カナダの公共図書館のほとんどは、読書指導やストーリーテリング、学校訪問、夏の読書会などの子ども用プログラムを催す。子どもたちは宿題をするためにも公共図書館を利用する。</p>	<p>2003年のデータでは、全国公共図書館における14歳以下利用者による貸出数は、434,361,290点(貸出数全体1,277,215,940点の34.0%)である。このうち、構成主体レベル中央図書館に属する「子ども図書館」での貸出数が220,776,390点となっている。</p>	<p>この20数年で、少年児童図書館は公共図書館から独立する傾向が続き、専門的少年児童図書館が設置されている。現在、全国に県クラス以上の独立した少年児童図書館は80館余りある。上海には市クラスの図書館が1館、区クラスの図書館が27館、街道・郷鎮図書館が311館、少年児童閲覧室が3,200室ある。今後は政府機能の調整と行政改革の進展に伴って、公共型少年児童図書館は再び公共図書館の組織に組み込まれ、公共図書館のサービスの一環となるとされる。</p> <p>各公共図書館でも子どもに対する読み聞かせ会や読書指導が行なわれている。</p>	<p>2003年、市民団体の提案で始まった民間放送局が放送した「奇跡の図書館」という番組の影響で、子ども専門の図書館づくり運動がさかんになっている。各地方自治体でも高い関心を示しており、全国20館を目標に着々と設立、現在7館が新設されている。</p> <p>主に外国の優秀な例にならって、韓国図書館協会や「本を読む社会づくり国民運動」など市民団体を中心に、「1つの都市、1冊の本の読書(One City One Book)運動」「朝の読書」運動、「ブック・スタート運動」などさまざまな読書運動が展開されている。</p>	<p>子どもを対象としたサービスや子どもを読書にいざなう取り組みは多様に行われている。政府および自治体は子どもの読書推進の計画策定を進めている。しかし、その基盤整備につながる施策が少なく、現場での努力に期待することどまっている。</p>



調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(40) 各種事業(映画会など)の実施状況について(読み聞かせ会など子ども向けは(39)に)	イタリアの公共図書館は、図書の保管場所というだけでなく、「文化会館」であることが要求されており、「多目的文化センター」としてさまざまな文化活動が推進されてきた。各種展示会、映画の上映、コンサート、お話しなどが行われている。	一般的に電子化プログラムを推進。また、職員研修はほとんどの県立図書館でおこなわれている。2003年調べで県立のうち92館がアニメーションをおこない、広報は56館が出している。	全体的な統計データはないが、各公共図書館で、各種おこなわれている。	行事・展示・ガイダンスは、全国で年間200,273件(1館当たり18.9件)行われている。地域政府の図書館では150,817件(1館当たり26.1件)、このうち市町村立図書館では133,224件(1館当たり26.7件)である。教会図書館を除くその他の経営母体の図書館では5,656件(1館当たり51.9件)となっている。	高齢者向けに図書館内外での映画や講義、朗読などがあり、マイノリティ向けのプログラムもあるようだがデータは古く、現状の詳細は不明である。
(41) 公共図書館の職員数(専任・兼任・非常勤の別など)について	国立国会図書館の職員数は595人、公立図書館では23,840人、うち司書資格所持者は5,984人(25.1%)である。	有給職員総数28,000人。公共図書館では15,000人。市町村立図書館職員の85%が女性。平均職員数は6名、専門職の割合は53%。県立図書館は上級司書116人(96館中84館)、司書172人(77館)、その他の職員をフルタイムに換算すると1,451人。	UKの全体の公共図書館の職員数は25,724人である。うち専門職は6,145.2人、その他の職員は19,578.8人である。男女比についてはデータがない。	任用職員の全国計は、フルタイム換算で11,080.87人(1館当たり1.05人)である。地域政府の図書館では10,372.07人(1館当たり1.79人)で、このうち、市町村立図書館は9,292.36人(1館当たり1.87人)となっている。任用職員の中で、図書館専門教育を受けた職員は、全国で7,899.44人(1館当たり0.75人)である。地域政府の職員は7,379.83人(1館当たり1.28人)、このうち、市町村立図書館は6,557.70人(1館当たり1.32人)となっている。	9,129館の総専任職員数は13万3,455人。司書は44,427人で、そのうちALA-MLS(アメリカ図書館協会認定資格)の有資格者は30,093人。その他の職員は89,028人。司書職のうちALA-MLS有資格率は67.7%、総職員に占めるALA-MLS有資格率は22.5%。全館のうちALA-MLS有資格者の司書をおく図書館は全体の44.6%、4072館。ジョージア州、メリーランド州は司書配置率100%。州立図書館は総数3,689人、常勤は3,441人。総職員の男女比は、女性69.7%。ALA-MLS有資格率は総職員の30.7%。
(42) 司書資格の難易・給与との関係、年間司書資格取得者数と就職者数について	司書制度の公的位置づけが不明確で、図書館法の条文中に司書資格についての記述はない。司書資格はあるが、持っているスタッフは少なく、採用試験においても必須のものではない。図書館現場での短期研修もあるが、そこへの参加は個人の意思によるものである。資格取得方法も曖昧で、大学によるものほか、地方自治体や民間組織が行っている。	フランスには上級司書免許DSBと司書資格CAFBの2つがある。資格を有するものの割合は全体で40%程度(県立44%、市町村立37%)。	UKにおける司書の資格は、最終的にはCILIP(Chartered Institute of Library and Information Professions)が認定している。有資格の司書は、CILIPのメンバーまたはフェローとして承認されている。メンバーとして承認される前提として、認定された18の大学院で課程を修了することが必要である。修了後、専門的能力開発プログラムを受け専門職スキルを修得し、審査を受けて、認められればCILIPの会員となり、すなわち司書の資格を得る。	公共図書館で働く専門職員は、高等職、上級職、中級職の三段階の図書館資格によって分けられており、段階別の専門職員比率は、高等職2.2%、上級職33.3%、中級職50.0%である(1996年)。高等職資格取得は、学部を卒業した後、図書館専門大学の2年間の図書館学教育課程を卒業する必要があるが、図書選択、分類、高度リファレンスといった職務を担当し、大都市の公共図書館や大規模な学術図書館の館長、部局長、主題専門家に雇用される。上級職には「有資格学術図書館員」と「有資格公共図書館員」の二つがあり、ディプロム(大学卒業資格)に相当する。中級職の資格は、図書館アシスタントと呼ばれ、日本でいえば司書補に近い。10年間図書館の現場で働くことが必要である。上級職は専門大学で所定の課程を修めることによって与えられるが、フンボルト総合大学では制度上の問題から大学ではなく課程修了後に国家試験を受けて免許状を得ている。	ALA-MLSは、アメリカ図書館協会が図書館情報学修士課程に対して認定している。認定校の学位が図書館員になる際の条件となる。2004年2月現在で認定校は56校(アメリカ以外にプエルトリコ、カナダを含む)。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(40) 各種事業(映画会など)の実施状況について(読み聞かせ会など子ども向けは(39)に)	カナダにおける公共図書館プログラムの範囲は、非常に広く多様であり、作家を招いたり、お話の会のほか、「求職の方法」や「インターネット利用法」「資産管理」などといった催しもある。2003年のカナダ公共図書館統計によれば、都市部の大型公共図書館では、1年間に14万のプログラムが実施され、328万人が参加したと報告されている。	詳細は不明である。	国家文化部は1989年から毎年5月の最終週を図書館サービス宣伝週間と定め、全国的な活動を行っている。毎年、文化部の社会文化図書館局がテーマを1つ決定し、公共図書館はそれにもとづき地元や自館の実情を考慮しつつ、展覧会、報告会、座談会、情報発信会、教養講座、業務カウンセリングなど多彩な宣伝活動を行っている。重慶図書館、渝中区図書館、江北区図書館の3館は共同で1996年から毎週「週末の講座」を開催し、すでに8年になる。講座は累計500回を超え、聴衆の数は15万人に上る。	「図書館及び読書振興法」には公共図書館の機能を「情報及び教育・文化センター」と規定し、「講演会、感想会、展示会、読書会、その他文化活動及び生涯学習の主催または奨励のための業務を行う」べきことを示している。プログラムは文学、音楽、美術、演劇、郷土文化、礼儀作法などの主題別プログラムと幼年、小・中・高校生、青少年、大学生、成人、主婦、障害者などサービス対象別プログラム、図書資料、視聴覚資料などを使用するメディア形態別プログラム、図書館の直接主催、各種団体との共同主催など図書館支援方法別プログラムなどに分けられる。参加者数などの詳細なデータはない。	文部科学省の調査によると、公立図書館での読書会・研究会の実施は64.8%、鑑賞会・映画会の実施は50.0%、資料展示会の実施は38.0%である。
(41) 公共図書館の職員数(専任・兼任・非常勤の別など)について	州・準州立図書館を含めた公共図書館総職員数は14,000人(1館当たり平均15.3人)であり、別データでは司書の総数は11,405名と概算されている。カナダ公共図書館統計によれば、大都市の大型公共図書館(65館)の職員の幅は43人から1,722人まで幅広い。65館の職員合計は8,646人(1館あたり133人)であり、司書は19.3%、その他職員は80.7%である。	全国の公共図書館の職員数は176,166人(1館当たり3.6人)、司書の職員数は125,728人(1館当たり2.6人)である。このうち図書館関係の高等教育を受けた職員数は49,633人(39.5%)となっている。町村部の公共図書館の職員数は66,791人(1館当たり1.8人)であり、このうち、司書の職員数は50,225人(1館当たり1.3人)、図書館関係の高等教育を受けた職員数は、9,167人(18.3%)である。	全国の公共図書館職員の総数は48,792人、内訳は省クラス図書館で7,169人、区・市クラスの図書館で14,455人、県クラスと県クラス以下の図書館で25,728人(1999年末)。	図書館振興法の「司書職員」の規定には、図書館に「大統領令によって図書館運営に必要な司書職員・司書教師(日本における司書教諭)または実技教師(日本の学校司書)を置かねばならない」とある。2003年データで、公共図書館職員の総数は5,368人、うち行政職は799人(14.9%)、司書職は1,958人(36.5%)となっている。専任・兼任・非常勤の別、館長・司書・司書補の別、男女比などは不明である。	職員数は27,826人、内訳は都道府県で2,644人、市区で20,334人、町村で4,848人である。雇用形態別にみると、正職員14,825人、非常勤・臨時職員13,001人(正職員率53.3%)である。館長のうち司書資格をもつものは15.7%、正職員のうち司書は49.1%、非常勤・臨時職員のうち司書は45.5%である。
(42) 司書資格の難易・給与との関係、年間司書資格取得者数と就職者数について	ふつう司書になるためには、アメリカ図書館協会から認定された大学での図書館学修士号(もしくは同等資格)を持っていなければならない。大学で図書館学修士を取るには1年に約440人であり、ある大学の場合、その半数近くが図書館司書の仕事に就いている。ただし、司書職の任用の基準や資格等の条件は個々の雇用者によって個々に定められている。	2003年調べでは、全国の公共図書館の職員数は176,166人(司書は125,728人)であり、近年は大学卒業者の割合が40%近くにのぼっているが、高等資格を有する職員が不均衡に配置されているという指摘がある。図書館員の高齢化、若い専門家が少なく定着率が低いことも指摘されている。	中国ではまだ図書館員司書資格制度、つまり図書館員の専門職制度は形成されていない。図書館労働者は、管理員、補佐員、館員、副研究員、研究員といった技術職の総称であるが、実際にはこのうちの相当数が、大学の卒業証書さえ持っていない。	司書資格認定は韓国図書館協会で行なう。資格取得のレベルは、準司書＝専門大学文献情報科卒業等、2級正司書＝大学の文献情報学または図書館学卒業等、1級正司書＝文献情報学または図書館学博士の学位取得等であるが、年間資格取得者数や就職者数などは不明である。	司書資格は、大学で一定の単位をとれば各大学で取得できる。毎年1万人近い司書資格取得者が生まれるが、図書館に就職できるのは1%程度に過ぎない。日本の公務員制度には職階制が事実上ないために、資格があっても待遇上反映されず、一般事務職と同じである。最近では公務員全体の定数抑制が図られているために、サービス拡充を臨時的雇用の職員、派遣職員により補っている。これら職員の司書有資格者が増えている。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(43) 公共図書館現職職員の研修プログラムについて	各自治体または図書館ごとに行われている。イタリア図書館協会主催の月1回、2日間の研修は計12時間でさまざまなテーマの講義と実習が行われる。その他にも、年に2回、1週間程度の日程でヨーロッパ各地への視察旅行が行われている。	県立は2003年調べでは89館がおこなっている。フランス図書館員協会の研修は13館がおこなっている。1995年データでは、専門職・フルタイム職員の40%以上がなんらかの形で在職者研修を受けている。司書教育学院の研修については詳しいレポートもある。	図書館・情報専門家協会(CILIP)は、基礎から最先端のトピックまでをカバーする研修プログラムを実施している。そのなかには、公共図書館職員のための研修として情報通信技術プログラムや、図書館利用者を顧客としてとらえ動向を探る技術を学ぶ研修も実施されている。	詳細は不明である。	研修は各州・各自治体それぞれ自主的に行うほか、アメリカ図書館協会の組織全体で横断的に研修活動が行われている。研修に関係しているのは、教育委員会(方針と勧告)、人材育成リクルート部(多様な活動の総括と調整)、図書館継続教育ネットワークラウンドテーブル(会員同士の連携に必要な情報提供)であるが、実際の研修プログラム実施は公共図書館部会が担当する。またこうした研修は、既存のテキストのオンライン化などにより、インターネット技術を用いた開発も進んでいる。
(44) 公共図書館で活動しているボランティアについて	図書館を対象とした統計はないが、ボランティア活動全体では、1991年の世論調査では、42,100人がボランティア活動をしており、そのうち31,600人は民間組織における活動であった。1995年イタリア統計局調査によれば、北部のほうが南部よりもボランティア登録数は多い。ボランティアに関する全国的かつ詳細な統計がとれておらず、館数などについてのデータもなかった。ボランティア活動全体から見た教育分野の活動は7.6%で665組織ある。このなかには図書館ボランティアも含まれていると思われる。	県立図書館では約18,000人が活動。報酬を得ているボランティアは、1995年データでは38.9%。10.9%の図書館がボランティアだけで運営されている。県立貸出図書館などの場合、専門資格を有するボランティアも多い。約18,000人のうち1,846人つまり1割程度のボランティアは、専門資格を有している。	2000年6月の公共図書館におけるボランティアの活用報告書によれば、UK全体では、75%(137/209)の図書館がボランティアを活用している。ボランティアの活動で多いのは宅配サービスで、75%の図書館設置団体が実施されている。その他にも、病院サービス(21%)、お話し(13%)、新聞索引作成(10%)、IT支援(9%)等でボランティアが活動している。その他、資金調達、コミュニティにおける図書館の特徴を目立たせること、図書館施設の利用促進、社会的行事、文学的行事の調整などもボランティアの活動のうちである。ボランティアの登録・活用規模について、その実態を示すデータは見あたらない。しかし、設置団体ごとの宅配サービスについてのボランティアの規模は公表されている。1~50人が約60%強で最も多いが、201人以上のボランティアを擁する設置団体も約10%ある。	ドイツでは一般的にボランティアは図書館の領域ではほとんど存在しない。子ども向けの朗読会や古本市などを利用するグループや外部の人達と協力しておこなう場合に無償でしてもらうことはあるが、システムとしてのボランティアはない。土日スタッフ等にボランティアを依頼することもない。上述のようにボランティアのシステムが存在しないため、規制、ガイドライン等も特にない。有料でアルバイトを雇う場合には、どういった職種を誰がやるかに関するガイドライン(例えば夜間開館の際に情報サービスはできないなど)はあるが、そうしたものは各館のガイドラインであり、一般的なものではない。ボランティアではなくアルバイトが専門職の領域を侵すのではないかという危機感があり、有資格者が脅威に感じて議論となっている。	米国図書館友の会は全国的な組織であり、この目的は図書館サービスをサポートすることである。また、その他のボランティアも活躍している。サンフランシスコの公共図書館では、すべてのボランティアが指導講習を受けている。勤務時間の記録や職務評価が、職員同様に義務づけられている。友の会などの活動では、組織的に、図書館サービスのサポートだけでなく、予算増額のためのロビー活動や、文学会への招待事業などをおこなう。会費にランクをつけ、寄贈本の販売なども財源とし、図書館プログラムへの寄付や図書館スタッフの教育費への補助なども行う。
(45) 各種の施設・設備(閲覧室、書庫、児童室、対面朗読室など)の状況について	全国統計はないが、古いものでは19世紀初頭に宮殿に付設された図書館もあり、いくつかの図書館では、外見をそのままに、内部を改修する工事が行われている。	県立貸出図書館の総床面積は178,250㎡(1館当り1,819㎡)、市町村立では1,719,000㎡(1館当り691㎡)である。市町村立図書館の座席数は2,723館あわせて149,290席(1館当り54.8席)。	UKの図書館のフロア実面積(総面積)は、1,385,276㎡(2,141,896㎡)で人口千人あたりの図書館のフロア正味面積は27.75㎡である。	各州に「公共図書館はどういう施設を持つべきか」「子どもの閲覧室はどうあるべきか」などの指針・推薦を出す専門部署があり、それによって公共図書館が作られている。新築の場合は外観などに細かいガイドラインがある。各種施設・設備の設置状況に関する具体的な数値データは各図書館のものに限られる。	利用者に合った閲覧スペース、会議スペースのほか、収集する資料の種類や規模、情報通信技術の活用程度、各種プログラム等を勘案しつつ、施設設備を配置する基準がある。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(43) 公共図書館現職職員の研修プログラムについて	図書館における継続教育プログラムは、大学、カレッジ、および図書館協会によって行われる。司書は資格を定期的に更新することを強制されていないが、職業柄、時代の潮流に対応していくため、特にテクノロジーや経営において定期的な研修が必要である。都市部から離れた地域からでも学べるよう、遠隔会議システムやインターネットを利用した通信教育プログラム・コースが開講されはじめています。	大学・専門学校の図書館専門課程は近年入学定員が削減されており、図書館に就職する卒業生もごく一部である。このような状況下で、図書館職員を増やすため、一般教育しか受けていない人々を雇用し、再教育による専門知識と実践力の養成が行われている。図書館職員のための司書補専門教育は、連邦レベル、連邦構成主体レベルから地方自治体レベルにいたるまで、さまざまな研修が行われている。特に連邦中央では、文化省の援助を受けた文化芸術再教育専門学校が、図書館員・書誌学者、蔵書の管理・保管者、書誌学・分析者、図書館事業運営者、情報資源運営者に対するプログラムを開講している。	中国文化部では1998年から図書館専門家による図書館員養成の教材を編集し、図書館員の質を高めようとしている。	司書職として任命されれば職種を問わず、司書職の全国的な研修教育機関である国立中央図書館の「司書研修館」で基本教育及び選択教育を受けなければならない。この査定結果は司書職公務員の人事考課(昇進)に反映される。	政府の行う制度的研修には、司書専門講座、地区別研修、新任館長研修がある。日本図書館協会が実施するものでは中堅職員ステップアップ研修Ⅰ、Ⅱがある。ほかには教育委員会や県図書館協会、県立図書館などが主催する研修がある。
(44) 公共図書館で活動しているボランティアについて	カナダの多くの公共図書館では、「図書館友の会」があるが、その活動は図書館によって様々である。友の会は地元で運営されているため、友の会に関係したボランティアの正確な人数についての全国的統計はない。友の会の目的は、資金調達、会員集め、奉仕、図書館に関する積極的な提言、識字教育の推進であり、活動内容は、資金調達の行事(85.1%)、古書の販売(74.7%)、機関紙発行(58.8%)、図書館奉仕(54.3%)、そしてプログラムのサポート(40.3%)である。友の会98団体が所属する南オンタリオ図書館サービスによれば、図書館友の会の多くは1つ以上の図書館あるいは分館を支えており、70%以上が会員数51人以下である。カナダ図書館友の会のサイトでは、ボランティアのおこなう仕事の例として、定期的なニューズレターを活字と電子フォーマットで発行する、本を修理する、在宅利用者に本を届ける、など15項目を示している。	詳細は不明である。	全国的な傾向はわからないが、たとえば上海市文化局は1998年5月の全国図書館サービス宣伝週間に、上海市全域のボランティア・グループを組織した。静安区図書館では、地元の専門家や教授からなるボランティア団体を組織したが、この団体は図書館業務を発展させ、皆で知恵を出しあって活動を進めるために、講座や補助業務などの指導を担当している。	2001年韓国図書館協会が422の公共図書館を対象に調査した結果では、195館の回答中、102館(52.3%)でボランティアが活動している。ボランティアの活用分野は配架及び書架整理、ラベル貼りなど単純業務が主である。そのほか読書指導などプログラムの実施分野でも活動する。特別な管理指針やガイドラインなどはなく、主に単純業務にボランティアを配置する例が多いのが現状である。	都道府県立図書館では、ほぼ半数の館においてボランティア養成や登録制度が設けられており、そのほかにもさまざまなボランティア参加促進方策がとられている。町村立図書館では、ボランティア養成や登録制度を設けている館が相対的に少なく、人口規模に比例してその実施率は低くなっている。図書館ボランティアが担う主たる業務は、読み聞かせ・お話し会、対面朗読学校などへの出張事業、宅配サービス、返却圖書の配架作業が多い。またボランティアに委ねることの出来ないこととしての障害者サービスのためのガイドラインも策定されている。図書館友の会も増えており、NPO法人による図書館業務の受託の事例もある。
(45) 各種の施設・設備(閲覧室、書庫、児童室、対面朗読室など)の状況について	カナダ公共図書館統計によれば、都市部の大型公共図書館62館の平均面積は15,100㎡である。このうち最も小さい館は、7万人地域を2カ所でサービスする479㎡の館であり、最大館は248万人地域を101カ所でサービスする166,000㎡の館である。それらの部屋数、広さ、使用目的などに関する詳細なデータは不明である。	詳細は不明である。	詳細は不明である。	閲覧席数と視聴覚室規模に関する地域別統計しかないが、公共図書館の建物面積に対して、視聴覚室面積の占める割合は4.1%である。地域別にみて、視聴覚室が建物面積に占める割合がもっとも高いのは慶尚北道(6.9%)、もっとも低いのは光州広域市(1.3%)、建築面積1㎡当たり閲覧席数をもっとも多いのは蔚山(0.34席/㎡)、もっとも少ないのは済州道(0.17席/㎡)である。閲覧室面積は、2003年の国内合計で245,735㎡である。	図書館施設面積については、都道府県立図書館は1館当たり8,058㎡程度あるが、市区立、町村立図書館においては1館当たり面積が小さい。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(46) スロープ、トイレなど、車椅子利用者の設備の整備状況について	設備面の数値的なデータは得られなかった。	車椅子利用者用の設備の整備に関する記述は見当たらない。古い建物が多いので公共図書館が抱えている課題のひとつに思われる。	北部アイルランド北東部教育・図書委員会においては、37館中28館が障害者用の施設を備えている。同様に、北部アイルランド南部教育・図書委員会においても、26館中18館が障害者用の施設を備えており、中でも、アーマー図書館とニューリー図書館では障害者用の駐車場を設けている。	車椅子利用者に関しては、図書館全体の具体的な数値データは存在しない。ただしドイツでは一般に車椅子利用者に対して特に注意が払われており、連邦レベルでの法律「障害者平等法」などによってかなり厳密にそれが適用されている。	1990年の全米身体障害者法に基づき、図書館の構造は障害者の利用を考慮しなければならないとされている。スロープの設置や、障害者運転自動車の駐車スペース、車椅子可能な書架間隔の保持などを求めている。
(47) コンピュータの設置状況(職員用・利用客用)について	ボローニャ市内の市立図書館では、利用者用のコンピュータが設置されており、貸し出し登録と同時にIDが発行される。	2003年調べで県立ではパソコン導入館が92館、パソコン台数の総数は2,437台。2,000人以上の住民を擁する市町村立図書館のうちコンピュータを導入しているのは52.8%(1,156館)。	UKの公共図書館に設置されているWeb-OAPC、インターネットへのアクセスCD-ROM利用のための端末総数は、市民用23,504台で、これを1館あたりに換算すると5.7台となっている。職員用の端末は、全体で18,919台で1館あたりに換算すると4.6台となっている。	ドイツの公共図書館におけるコンピュータの導入状況は、全体の30%程度と低い。	データベース等のサービスは9,129館のうち90.3%の館で提供されている。2002年の調査では、公共図書館の99%でコンピュータ等の技術が利用されている。もっとも利用されているのはインターネット、電子メール、Web-OAPC、デスクトップ・コンピュータである。州立図書館では、端末の設置、ネットアクセス、電子メール利用、ネットワークサーバの設置率は100%、ウェブサイトにについては97%が実施している。
(48) インターネットの利用やセキュリティ保持の状況について、またインターネットの利用について市民の情報アクセシビリティを高めるための講習指導が行われているか	全国的な統計はないが、ミラノ市立図書館では、140ある閲覧席のうち、コンピュータのある席は12席、コンピュータ持ち込みのできる席が4席ある。ほかミラノ市内の15図書館で数席ずつのインターネット利用席がある。市民を対象としたインターネット講習会などが行われているかどうかは、不明である。近年、気軽に電子資料(インターネット資料からCD-ROMなどのデータベースや音楽CD)を利用できるよう、都市部でメディアテーカーの整備が進められ、パソコン台数は相対数用意されている。	県立のうち22館がミニテルにより、10館がウェブでオンラインカタログにアクセス可能。1998年調査でコンピュータを導入していた1,159館のうち188館でインターネットのアクセスが可能であった。利用制限付きの館もある。多くの図書館でさまざまな講習などが行われているが、インターネットについて具体的に示されたレポート等はない。	インターネットのアクセス環境を提供している図書館は3,038館で、全体の73%である。また、地方の設置団体ごととコンピュータのスキルを向上させるための講習指導等が取り組まれている。	詳細は不明である。	公共図書館の96.2%がインターネットを利用できる状況にある。職員だけが利用可能な館が1.3%、利用者が利用できる館は94.9%である。インターネット活用に関する講習会は多くの館で行われており、講習会がいつ行われるかを、図書館の行事カレンダーなどで確認することができる。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(46) スロープ、トイレなど、車椅子利用者の設備の整備状況について	カナダの図書館は、魅力的な建物ではあるが旧式で車椅子では利用しにくい建物が多く、資金面で制約を受けている。国連障害者の10年(1983～1992)以降、図書館の多くは新たなサービスの提供、施設の改善などによって、障害者サービスを向上させてきた。	詳細は不明である。	新築または改修した図書館は、関係規定により障害者サービスの設備を整えることが多い。上海図書館新館は、広場の入口から玄関入口まで障害者用に通路を設け、エレベーターで館内を自由に行き来できる構造になっており、さらに車椅子2台を用意し、無料で貸出す。この他専用トイレと車椅子利用者用の押しボタンや標識がある。	障害者のための施設は整備されているが、特に統計的調査は行なわれていない。	障害者が公共施設を利用できるような法律等により推進された結果、車椅子による利用が容易になってきた。しかし障害に応じた状況にはなっていない。日本図書館協会調査による障害者用設備の整備状況は次の通りである。身障者用トイレ1,711館(74.3%)、玄関等スロープ1,415館(61.4%)、車椅子配備935館(40.6%)、障害者配慮のエレベーター829館(36.0%)、障害者用駐車場824館(35.8%)、館内点字ブロック589館(25.6%)、拡大読書器563館(24.4%)、対面朗読室・録音室533館(23.1%)、案内の点字・拡大文字表示178館(7.7%)、誘導チャイム118館(5.1%)、触案内図95館(4.1%)、点字プリンター86館(3.7%)、高さ調節のできる机80館(3.5%)、パソコン点訳システム75館(3.3%)、利用者用ファックス28館(1.2%)、難聴者用電話24館(1.0%)、磁気誘導ループ13館(0.6%)、緊急用点滅ランプ294館(12.8%)。
(47) コンピュータの設置状況(職員用・利用客用)について	カナダの全公共図書館のうち98%はインターネットに接続され、90%以上は図書館利用者無料で開放されている。	全国の公共図書館のうち、コンピュータは3,814館(7.8%)に21,451台が設置されている。町村部の公共図書館でコンピュータが設置されているのは875館(2.3%)で1,400台である。	新技術の応用に従って図書館業務の内容、方法、手段、サービスのレベルなどは根本的に変化している。1979年以前は図書館業務はほとんど手作業で行われていたが、1980年以降、マイクロ技術、AV技術、コンピュータ、ネットワーク、デジタル技術が多くの図書館で応用されている。1991年に中国語MARCが国内外で発行され、1999年から北京図書館全館のコンピュータ・ネットワークシステムが正式に利用され始めた。現在全国1/3の県レベル以上の公共図書館はコンピュータ化された。現在、1.8%の利用者は公共の図書館でインターネットを利用する。	2002年度データで、公共図書館における図書館電算化の現状は424館(図書館数455館のうち回答館431館の98%)である。内訳は、主電算機183館、Workstation49館、PC-server96館、PC103館。通信網は教育網、研究網、超高速国家網、政府網の別があるが、超高速国家網を使用する館が最も多く(利用者用として186館、業務用として196館が導入)、政府網を使用する館が業務用に56館、利用者用に42館となっている。	全国公共図書館協議会の「2001年度公立図書館における電子図書館のサービスと課題に関する実態調査報告書」によれば、貸出や蔵書管理を行う電算システム(図書館業務管理システム)の導入館は1,352(81.6%)である。政令市と特別区の図書館では100%、政令市を除く市立図書館では88.1%、町村立では75.9%となっている。また、業務用端末機の総台数は18,486台で、1館当たり13.7台である。利用者用の端末は5,969台で、1館当たり4.4台となっている。
(48) インターネットの利用やセキュリティ保持の状況について、またインターネットの利用について市民の情報アクセシビリティを高めるための講習指導が行われているか	カナダのほぼすべての図書館には、インターネットに接続可能なコンピュータが設置されている。フィルタリングソフトに関わる条件は国では規定されておらず、すべての図書館は独自にインターネット利用規定を定めている。前述したように、インターネット講習も公共図書館の各種事業のひとつであり、多くの図書館でコンピュータおよびインターネットの利用に重点をおいたプログラムが設けられている。	全国の公共図書館でインターネット接続している館は1,343館(2.8%)、町村部の公共図書館では220館(0.6%)である。市民の情報アクセシビリティを高めるためインターネット等の講習指導も行われている。	1990年代から力のある大・中規模の図書館には館内、地域内のLANが設けられ、政府もネットワークの構築を重視し、各種のネットワークが続き設けられている。1998年にインターネットを通じて検索できる公共図書館と大学図書館は100館以上あり、北京図書館のホームページを通じて100万ページの資料がフルテキストで検索できるようになっている。1996年からはデジタル図書館の研究が始まり、1997年7月から「中国における実験的なデジタル図書館」計画が制定、実施され始めた。インターネットの利用についての講習指導も行われている。	1999年時点で公共図書館のインターネット接続率が70.9%、インターネットサービス提供率が50.4%であった。文化観光部は、全国400館の公共図書館すべてを対象に総計349億ウォンを投じて整備を開始し、実施初年度(2001年)に144館で「デジタル資料室」の整備を行った。これは、インターネットサービスのために端末を5台～50台配置した専用室である。各公共図書館で生涯学習の一環として講習会が行なわれているが、調査資料は公表されていない。	全国公共図書館協議会の「2001年度公立図書館における電子図書館のサービスと課題に対する実態調査」によれば、インターネット接続は1,226館(73.9%)で可能となっている。台数は業務用5,968台、利用者用1,383台である。なお、利用者用に接続されたパソコンを設置している図書館は432館(インターネットに接続している図書館のうち35.2%)であり、まだ「業務用としてインターネットを導入した」という段階にとどまっていることがわかる。課金については29館が行っている。インターネット活用の講習は多様に行われているが、情報リテラシー支援講座は85館にとどまる。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	イタリア	フランス	UK	ドイツ	アメリカ
(49) 利用者のパソコン用の電源と情報端末の整備状況について	統計データは得られなかったが、ミラノ市立図書館では利用者がノートパソコンを持ち込んで作業できる席が4席ある。(48)でも触れたが、メディアテークでは、館内設置のパソコン同様、持込用の電源と情報端末が相当数用意されている。	ノートパソコンについては特にないが、情報端末については(47)に併載。	UKにおける、利用者が持ち込むノートパソコン用の電源の状況についての統計報告は見られない。	数値としては把握されていないが、着実に増加しつつある。古い大図書館のように壁面書架と長い机の列が続く大きな閲覧室の代わりに、ここ30年間に建てられた図書館では一人用または二人用の作業机を配置する形式の閲覧室が増えている。パソコンが装備された、または形態したノートパソコンのための電源が用意された「一人用の作業机」は、ますます頻繁にみられる。そして作業机全体の数は、以前より著しく増加している。	様々な公共図書館で個人所有のノートパソコンでインターネットを接続することが可能となっている傾向がみられる。しかしまだ個人所有のノートパソコンによる接続を許可していない図書館も存在する。そういった図書館では、図書館で用意したパソコンで接続するように指導している。ニューヨーク公共図書館のように、ワイヤレスでのインターネット接続をおこなっている図書館もある。
(50) Web-OPACやデータベースの利用とオンライン・レファレンスの実施について	ほとんどの公共図書館のウェブサイトにWeb-OPACが掲載されている。他館の蔵書検索についてはすべてのウェブサイトにあるわけではないが、無い場合でも同じコミュニケーション内にある図書館であれば、そちらのウェブサイトへリンクが張られている。他のコミュニケーションの公共図書館や県立・州立図書館、大学図書館などの蔵書を検索したい場合はSBNを利用するのが一般的である。オンライン・レファレンスは、ウェブサイトやメールアドレスを持っている公共図書館ではほとんど実施している。	市町村立図書館のウェブサイトは、属する市町村のサイトに含まれる場合と、独立したサイトを持っている場合がある。1998年時点で14の市町村立図書館がネット上に目録を公開している。41の市町村図書館はその他のサービスを提供している。その他の大多数は、図書館の紹介にとどまっている。オンライン・レファレンスについては詳しい資料はない。	UKでは、公共図書館のウェブサイトに図書館に関連するサービスや地域の読書関係のサイト等へのリンク集などが多く見られる。Web-OPACを提供する図書館は、全体の73%である。UKでは、高度な機能をもつ図書館により専門的なレファレンスが伝統的に実施されてきたが、最近では、Webを活用したオンライン・レファレンスが多くの公共図書館で実施されている。例えば、ほとんど図書館がリンクに入れている「ライブラリアンに聞こう」(Ask a Librarian)というサイトは、1日24時間、1年365日のオンライン・レファレンスサービスである。質問がオンラインで送られ、当番の図書館に自動的に転送され、当番館が直接、質問者に対して回答する事業である。これ以外にも、それぞれの図書館のウェブサイトでオンライン・レファレンスの案内が表示されている。	大規模な図書館では、Web-OPACが設けられている。またいくつかの図書館が共同してOPACを設けているオンライン総合目録もある。オンライン・レファレンスは明記されていない場合が多いが、図書館のサイトからメールを利用してさまざまな問い合わせが可能である。	ウェブサイトによる図書館の情報提供の代表例が、ペンシルバニア州のパワーライブラリーである。州内公共図書館の電子資料の共有化をはかり、インターネットを通じてサービスを提供している。公共図書館、学校図書館、州立図書館で利用できるが、自宅からでも近くの公共図書館のウェブサイトにアクセスしてパワーライブラリーの情報を利用することが可能である。また、2000年調査によると、公共図書館の71%が何らかの形でデジタルレファレンスサービスを実施している。主にインターネットを介したレファレンス質問のやりとりであり、現在の主流は、電子メールかウェブフォームからの質問(メールレファレンス)である。州立図書館のうち、現在47州で質問・回答の際にインターネットを利用している。

調査結果の比較一覧

調査結果の概要

質問項目	カナダ	ロシア	中国	韓国	日本
(49) 利用者のパソコン用の電源と情報端末の整備状況について	図書館の多くでは、利用者が持ち込んだノートパソコン用の電源を提供しており、これらの機器を用いてインターネットに接続することを許可している。電源の数、情報端末の数などの詳細は不明である。	詳細は不明である。	詳細は不明である。	国立中央図書館では提供されているが、全国規模の統計は存在しない。	2003年の調査によると、利用者にネットワークコンセントを提供している館は、都道府県で4館、市区で28館、町村で29館である。ノートパソコンの貸出は、都道府県で3館、市区で15館、町村で16館で実施されている。
(50) Web-OPACやデータベースの利用とオンライン・レファレンスの実施について	カナダのほとんどの図書館はウェブサイトを開設している。一般には、ほとんどの図書館のサイトにOPAC検索ページがあり、なかにはリンク集やデータベースを提供しているところもある。地域間協定を結んでいる図書館では、他地域の蔵書検索という選択肢を提供している場合もある。4つの州では、全域を対象にオンライン・レファレンス・サービスが実施されており、2つの州では、バンクーバー公共図書館とトロント公共図書館が提供するオンライン・レファレンス・システムを利用できる。また、都市部の大型公共図書館のほとんどが、オンライン・レファレンス・サービスを提供している。	書誌データベースに含まれるレコードの総体(総合容量)は60,392,000冊で、このうちの1,529,000冊は町村部の図書館に所蔵されている。電子目録を作成する公共図書館は1,214館(2.5%)で、うち町村部の図書館数は180館(0.5%)にすぎない。オンライン・レファレンスについての詳細は不明である。	中国のトップレベルである「中国国家図書館」「上海図書館」などのウェブサイトには、Web-OPAC、他館の蔵書検索、プロバイダー提供のデータベース、リンク集等が掲載されている。また、これらの図書館では、オンライン・レファレンスを実施している。中国国家図書館は、1999年から「中国デジタル図書館プロジェクト」を開始した。データベース構築は1970年代までは文字型の書誌データベースが中心だったが、書誌データベースの完成に伴い、ネットワーク化の重点はネットワーク資源と全文情報に移行した。各省や市の情報センターは、中国科学技術情報研究所開発の中国情報システム(ChinaInfo)を通じて、ネット上の情報サービスを行っている。ネット上に公開されているデータベースは66である(1997年)。	現在、「公共図書館デジタル資料室構築事業」により、全国348の図書館にデジタル資料室が設置され、全432箇所ある公共図書館の87%のデジタル化が行われた。また、インターネット基盤図書館ネットワークが実現され、国立中央図書館と韓国教育学術情報院が収集した公共図書館総合目録350万件と大学・専門図書館総合目録670万件、30万巻に達する原文DB、3,064種の学術誌を全国どこからでも検索・活用することができる。国家電子図書館では国立中央図書館、国会図書館、法務院図書館、韓国教育学術情報院など7つの機関が収集提供する1億5,000万ページの原文データベースも見られるようになった。オンライン・レファレンスはすべての図書館で実施されているわけではないが、一部の図書館でオンラインの掲示板によるサービスが行なわれている。	2003年の調査によると、館外からのWeb-OPACやオンライン・レファレンス利用に対して対応できる図書館は、都道府県44館、市区362館、町村253館であり、全体の実施率は54.1%である。オンライン・レファレンスに関しては、インターネットからのレファレンス質問の受付を実施している図書館が、全体で235館ある。また、携帯電話からの質問受付を行っている館が55館ある。